

平成23年3月美馬市議会定例会議事日程（第2号）

平成23年3月8日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 市政に対する代表質問
- 日程第 3 市政に対する一般質問
- 日程第 4 議案第 1号 美馬市穴吹ふれあいスポーツ公園設置条例の制定について
議案第 2号 美馬市葬斎場条例の一部改正について
議案第 3号 美馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 4号 美馬市特別職及び教育長の給料の特例に関する条例の一部改正について
議案第 5号 美馬市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第 6号 美馬市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
議案第 7号 美馬市特別会計条例の一部改正について
議案第 8号 美馬市立学校設置条例等の一部改正について
議案第 9号 美馬市国民健康保険条例の一部改正について
議案第10号 美馬市国民健康保険診療所条例の一部改正について
議案第11号 美馬市保健センター条例の一部改正について
議案第12号 美馬市営墓地条例の一部改正について
議案第13号 美馬市公園条例の一部改正について
議案第14号 美馬市水道条例の一部改正について
議案第15号 美馬市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第16号 美馬市消防団条例の一部改正について
議案第17号 美馬市美馬老人福祉センター条例の廃止について
議案第18号 美馬温泉保養センター条例の廃止について
議案第26号 平成23年度美馬市一般会計予算
議案第27号 平成23年度美馬市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第28号 平成23年度美馬市国民健康保険特別会計予算
議案第29号 平成23年度美馬市後期高齢者医療特別会計予算
議案第30号 平成23年度美馬市介護保険特別会計予算
議案第31号 平成23年度美馬市公共下水道事業特別会計予算

- 議案第32号 平成23年度美馬市農業集落排水事業特別会計予算
議案第33号 平成23年度美馬市一の森ヒュッテ事業特別会計予算
議案第34号 平成23年度美馬市簡易水道事業特別会計予算
議案第35号 平成23年度美馬市水道事業会計予算
議案第37号 美馬市土地開発公社の解散について

平成23年3月美馬市議会定例会会議録(第2号)

◎ 招集年月日 平成23年3月8日

◎ 招集場所 美馬市議会議場

◎ 開 議 午前9時59分

◎ 出席議員

1番	中川 重文	2番	林 茂	3番	武田 喜善
4番	上田 治	5番	郷司千亜紀	7番	藤原 英雄
8番	井川 英秋	9番	西村 昌義	10番	国見 一
11番	久保田哲生	12番	片岡 栄一	13番	原 政義
14番	川西 仁	15番	三宅 共	17番	前田 良平
18番	三宅 仁平	19番	藤川 俊	20番	武田 保幸

◎ 欠席議員

16番 谷 明美

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	牧田 久
副市長	河野 尚二
政策監	木下 慎次
企画総務部長	新井榮之資
保険福祉部長	逢坂 章人
市民環境部長	小笠 博文
経済部長	大垣賢次郎
建設部長	武田 季三
水道部長	藤見 治男
消防長	大久保利幸
福祉事務所長	西前 清美
木屋平総合支所長	藤本 高次
企画総務部総務課長	加美 一成
企画総務部秘書広聴課長	吉田ますみ
企画総務部財政課長	緒方 利春
会計管理者	岡 建樹
代表監査委員	松家 忠秀

教育長
教育次長

光山 利幸
佐藤 健二

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

井上 淳一

議会事務局次長

藤岡 博子

議会事務局次長補佐

小野 洋介

◎ 議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

◎ 会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

7番 藤原 英雄 議員

8番 井川 英秋 議員

9番 西村 昌義 議員

◎議長（藤川 俊議員）

おはようございます。

昔から月日は百代の改革と言いますが、歳月はまさに流れさってやまずでございまして1日に開会されたこの本議会でございますが、早くも今日は8日と相成ってまいったところでございます。大変な我々を取り巻く政治の社会は非常に暗い長いトンネルの中を喘ぎながらというのが今の状態でございます。

本日、今日は代表質問・一般質問でございます。今日は6人のご登壇でございますが、将来に対して何とか灯、あかりでもつけるような示唆に富んだひとつ政策・提言等がありましたらこれに勝る幸せはないのではなかろうかと思えます。登壇される諸君の一層の奮励・努力をご期待申し上げまして、ごあいさつといたすものであります。

ただ今より、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にご配付の日程表のとおりでございますので、よろしく願いを申し上げます。

なお、谷議員より欠席の届けが出されておりますので、報告をいたしておきたいと存じます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番 藤原英雄君、8番 井川英秋君、9番 西村昌義君を指名いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、日程第2、市政に対する代表質問をとり行いたいと思えます。

通告者は、お手元に配付の代表質問一覧表のとおりでございます。通告順に従いまして、順次発言を許可いたします。

まず初めに、相和会、郷司千亜紀君から通告が出されておりますので、これを許可いたします。

◎5番（郷司千亜紀議員）

5番。

◎議長（藤川 俊議員）

郷司千亜紀君。

[5番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎5番（郷司千亜紀議員）

皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、相和会を代表いたしまして、質問をさせていただきます。内容は、通告のとおりでございます。

3月に入り、大分春らしくなってきました。一雨ごとに暖かくなっているような気がします。でも、今年は花粉の飛散量が去年の5倍から10倍だということで、もしかしたら今年初めて花粉デビューされる方がいらっしゃるかもわかりませんので、その節は花粉症歴15年以上の私がよいお薬をお教えいたしますので、後ほどまたご相談ください。

また、季節の変わり目は体調を崩しやすいので、十分お体に留意してお過ごしてください。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、1点目のTPPについてであります。最近よく耳にするTPPという言葉ですが、まず、このTPPとは何か、議員の皆様や理事者の皆様はよくご存じだと思いますが、TPPとは環太平洋戦略的経済連携協定の意味で、ほかにも環太平洋パートナーシップ協定とか、環太平洋経済協定とかの別名もあります。アジア太平洋での貿易自由化を目指す経済的枠組みのことで、加盟国間で取引される農産物、工業製品等、全品目についての関税を撤廃しようというのが目的で、2015年をめどに関税撤廃を実現するべく協議が行われています。2006年にAPEC加盟国であるニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4カ国が発効させ、2010年の時点で既にアメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国が参加、次いでコロンビアやカナダも参加の意向を表明しています。日本はこれまでTPPに対する姿勢を明らかにしていませんでしたが、2010年10月に開かれた新成長戦略実現会議で、菅総理がTPPへの参加検討を表明しました。しかし、TPPが原則として例外を認めない貿易自由化の協定であることから、米を始め国内の農業、漁業は壊滅的な打撃を受けるとして、反発する声も上がっております。TPPに日本が加盟したらどうなるのか、日本農業新聞では、日本がTPPに参加すれば、関税による国境措置は効力を失い、米、麦、乳製品や、牛肉など畜産物、砂糖など、多くの農産物が壊滅的な打撃を受けるとあり、また農水省試算では、米は90%の減、小麦は99%の減、牛肉79%、豚肉70%減などとなり、食料自給率は12%に激減するそうです。また、徳島県内でも農林水産業関係者らがTPP参加による関税撤廃で地域農業が壊滅的な打撃を受けるとして、断固反対を訴えて、緊急集会を行い、またその後、デモ行進も行われ、反対を訴えております。経済団体を中心にTPP推進の声もあり、また政府の中でも賛否両論であり、今後も流動的なように思われます。その中で市長は、1次産業が不十分、兼業農家育成や流通支援、企業参入を促す法整備を優先すべきだとして、反対の意思を表明されましたが、もう少し詳細なる反対の理由、また今後の見解はどのようなものなのか、考えをお聞かせください。

続きまして、2件目、デマンドバス運行事業についてでございます。市は、2011年度当初予算を発表いたしました。一般会計の総額は10年度当初費6.7%増の178億6,400万円となっております。その中で、新事業であるデマンドバス運行についてお尋ねいたします。

デマンド対応型交通方式のバスとは、利用者の要求に対応して運行する形態のバスであり、迂回型バスとエリア型バスに分かれます。まず、迂回型バスは、路線バスの運行形態の一種であり、条件に応じて基本路線の外の迂回路線を経由する。これは、バスの運行を管理する者に対し、利用者が通信手段、電話、ファクス、専用端末、インターネットなどにより利用者要求の手続を行うと、バス情報が伝えられ、希望する停留所まで迂回する。利用者要求がない場合には、迂回路線を経由せずに運行する。オンデマンドバスと称することもあります。もう一つのエリア型バスは、路線バスの形態とは異なり、電話等による複数の利用者の希望乗車点、バス停留所、もしくは拠点施設及び乗降車時刻の要求に応じ

て、希望乗車点へ迎えに行く形の経路で運行する形態のバスであります。通常は複数の利用者を乗せるので、乗り合い型の利用形態となり、どの利用者にも著しい不便を与えることのない経路を選定して運行する。フルデマンドバスと称することもあります。美馬市の場合、このエリア型バスに近いように思います。この事業は、市の5つの重点目標の中の一つである高齢化社会に対する取り組みの中の一事業であります。このデマンドバス運行事業の詳細と、ほかの公共交通機関との整合性を考えた上でのメリット、デメリット、今後考えられる展開はどのようなものがあるのか、お聞かせください。

3件目の、災害時相互応援協定についてでございます。市は、18日に姉妹都市である兵庫県洲本市、北海道新ひだか町の両市町と相互応援協定を締結いたしました。この災害時応援協定は、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、自治体と民間事業者や関係機関との間で、または自治体間で締結される協定のことです。大規模災害発生時にはライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより、被災自治体の災害応援能力は著しく低下します。このため、被災自治体、特に市町村単位では、多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じてしまいます。このような事態に対処する手段の一つとして、協定が締結されております。自治体間の相互応援協定では、広域的な災害対策を効率的に展開することを目的とし、市町村間、都道府県間などのさまざまなレベルで自治体間の相互応援協定が締結されております。全国では、少し古いんですけども、平成18年4月1日現在で、1,457もの市町村が広域防災応援協定を締結しております。美馬市のように姉妹都市関係にある市町村間での協定締結も多くあります。この自治体間での相互応援協定は、自主的、積極的な応援出動、被災自治体への応援に関して、必要な調整を行う幹事自治体の事前決定など、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえたスムーズな応援を達成するために体制整備が図られております。このように、大変意義のある協定の締結までの経緯と、これから先、例えば中国地方とか九州地方とか、あまり美馬市と接点のないような自治体との新たな協定はあるのか。また、今後の課題として、応援により生じた費用の負担ということが発生してくると思われれます。協定書には明記されているとは思いますが、実際には応援者が負担するもの、受援者が負担するもの、応援者と受援者が協議して、負担者及び負担割合を決定するものなど、それぞれの協定で負担者は異なると思いましたが、美馬市としては、この応援により生じた費用の負担をどのように取り扱うのか。また、支援を行う場合の体制はどのような形になるのか。

以上、3件についてお聞きいたします。

◎議長（藤川 俊議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

皆さん、おはようございます。ただ今、5番郷司議員から相和会としての代表質問をいただきました。順次、お答えをしてみたいと存じます。

まず最初に、T P P、環太平洋戦略的経済連携協定といいますか、いろんな訳の仕方があると思いますけども、太平洋を取り巻く地域の国々の経済連携をしていこうと、パートナーシップをしていこうという協定でございます。そして、その中で、私が過日の地元の徳島新聞の各市町村長のパートナーシップに対する取り組みに対して、私は反対であるという意思表示をしたことが記載をされてございました。これにつきまして、私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

現在、政府が参加に向けて検討を行っておりますT P Pの問題につきましては、先般、新聞社の取材に対しまして、現時点での参加は反対であるとの意見を述べた次第でございます。しかしながら、我が国は貿易立国として、国内で生産されたものを輸出をする、あるいは加工して輸出をするという加工貿易等で、多くの富を得てきたわけでございます。そして発展をしてきたという国の経済活動の経緯がありますことから、参加につきましては、国民の合意を得ながら検討することであれば、それは理解をできるものでございませぬけれども、このままで即参加するということは、大変な事態を招くのではないかというふうに思っております。これにつきましては、いろいろ議論がされておりますけれども、農業分野だけではなくて、海外からの人の交流につきましても、労働力の流入によりまして、労働の質の低下や、あるいは賃金の引き下げなんかの要因にも、もちろんなりますし、それからサービス、特に医療の規制なんか緩和をされてまいりますと、世界の中でも大変すぐれた制度を持っております日本の医療制度が、資本の投資の自由化や、あるいは競争原理が主流となるような医療になってまいりますと、大変我が国で育っておる倫理観が希薄になるというふうなことで、そういう状況も起こってくる恐れもございませぬ。また、その例外品目を原則として設けないということでございませぬので、例外をもって管理をしていくということは、これからも交渉過程でも大変難しい問題にもなってくると思っておりますので、まずいろんな施策が準備ができる体制を整える、あるいは各方面でどんな影響が出てくるのかということを確認にシミュレーション、予測をしまして、そしてそれに対応する策を講じておく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、今現状のままで参加するということは、私は大変なことが起こってくると思っておりますので、認められないというふうに取り材にも応じたわけでございます。特に農業分野におきましては、生産者に対する影響だけではなくて、食料の自給率の向上、あるいは食の安全性、それから日本の食文化、そして自然環境など、国のいわば根幹となるものの確保に不安を禁じ得ないものでございませぬ。

政府のほうは、農業政策に対する基本的な考え方や具体的施策をまだまだ明確にしてはおりませぬ。今後の農業をどのように維持をしていく、あるいは振興していこうとしているのかを明確に示してほしいと思っております。今まで我が国が取ってまいりました農業政策につきましては、過去、昭和36年に農業基本法が制定されて以来、いろんな施策が講じられてまいりましたし、また、それに対する補助金を主体とする助成についても、大変な額が投じられてきたわけでございます。例えば、主産地の形成ということで、規模の拡大を図ってまいりました。これも、いわば全国が画一的に進めたものですから、主産地

がどんどん移動していくというふうな形になってしまってきております。しかしながら、そんな画一的に施策を進めるということは、我が国の農業では大変、それぞれの地域になかなか発展しない課題が残ってきております。と申しますのも、関東地方以北と関西圏とでは、もう全然地理的な条件とか、あるいは気象条件も大きく違います。それらを一律に規模の拡大をすると申しましても、関東圏では、例えば10ヘクタールの農地を持つ農家を、あるいは50ヘクタールの規模を持つ農地をつくらうと思えば、それはどんどんできていくわけでございますけれども、関西圏で、こんな四国のような地勢の中では、とてもではないですけど、そういう状況をどんどんつくっていくということは、要するに地理的条件からも不可能なわけございまして、それはそれぞれの地域に合った営農条件での農業を進めていかなければならないというふうに思っております。画一的な施策では、本当に日本の農業を生き返らせたり、あるいは永続をさせたりするということは難しいというふうに思います。そういう農業施策について、農業収入についての、例えば販売価格との差額を農家に補てんをしていくという手法が現在取られておりますけれども、これらにつきましてもTPPで開放を今のような状況でしてしまいますと、例えばお米の価格でいっても、全然価格が違ってしまうというふうなことでございまして、多分10分の1とか、あるいはもっと差が開いてくるというふうなことになりまして、価格補償がそう簡単に財源等で確保できるということにもならないのではないかとこのように思っております。そういうことも十分に検討する中でTPPに参加をするのであればいいわけでございますけれども、入って後、バックができないということで、壊滅的な打撃を受けるというふうなことになりますと大変問題でございますので、その付近を十分に準備をしてからじゃないと、参加をしていくことは大変難しいのではないかとこのように私は思っております。

今後、TPPに参加を検討してまいりますには、やっぱり食料自給率の視点も、現在40%というふうに目標を掲げておりますけれども、TPPに加入いたしますと、食料の自給率は多分10%台になってくるのではないかとこのように思っておりますので、そういう視点、あるいは自然環境の保全を前提にした、多くの農業者が生き残れる具体的な施策や支援の内容についても十分明らかにして、国民の理解のもとに実施をすべきであるというふうなことから、私は反対という意思表示をしたわけでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それから、投資の自由化ということでございましてけれども、例えば今、日本では日本の国土を自由に投資をできるということにしますと、やっぱり外国の人が日本の土地を買うということもできるわけですね。そういう状況も、やっぱり十分に法整備等もいろんな形できちっと整備をしていかないと、いろんな国際間の摩擦や問題も起こってくる恐れもあります。それやこれやで、いろいろ課題があるということで、今後、十分検討をしていかなければならないのではないかとこのように思っております。

次に、デマンドバスの運行事業についてでございますけれども、現在、市が実施をいたしております代替バス事業につきましても、5路線、12系統を運行しておりますが、利

用者数は年々減少を続けておりまして、このため昨年の2月と10月に市民の方にアンケート調査を実施をいたしましたところでございます。その結果、家の前まで来てほしい、あるいは路線バスの空白地域から新規ルートを設けてほしいなど、もっと便利な公共交通機関を望む声が多く寄せられたところでございます。更に、昨年の6月と9月の議会におきましても、高齢者に対する生活交通手段についての必要性について議員の皆さんからご提言をいただいたところでございます。市といたしましては、高齢化や過疎化が今後、更に進展することが予想される中で、新しい交通体系を整備することによりまして、公共交通の空白地帯の解消、利便性の向上、運送力の強化を図っていかねばならないというふうに考えておりまして、このたびデマンドバス事業を導入をいたしましたところでございます。

ご質問の第1点目でございますけれども、事業の内容の詳細についてでございますが、デマンドバスは自宅から目的地まで車で移動できる通常のタクシーの利点と、他の公共交通と比べて低額な運賃で移動ができます路線バスとの利点を併せ持つておるというところでございます。デマンドバスをご利用したい方は、事前に利用者登録をしていただきまして、予約によりまして、委託事業者がご利用をされる方の自宅と目的地を順番に乗り合いで運行をするシステムでございます。市内の旧の3町を4つのエリアに分けて、4台のデマンドバス、これは9人乗りでございますけれども、を運行をいたす予定といたしております。運行は、自治会ごとに週1回から2回の割り当てで、1日5便から6便、運行をいたす予定といたしております。運行日数は毎週月曜日から金曜日と祝祭日、利用料金は1回の乗車ごとに一般のご利用者は500円、高校生以下の方は300円を予定をいたしております。運行開始につきましては、本年6月に予定をいたしておりますが、詳細につきましては、仮称でございますけれども、美馬市公共交通活性化協議会におきまして、協議を重ねまして、今後、その具体的な内容について検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、2点目のメリット・デメリットについてでございますが、メリットにつきましては、公共交通空白地帯の解消、通常タクシーより安い値段で自宅から目的地へ行けること、需要がない場合は一部変更したり、休止したりできること、乗客同士のコミュニケーションが図られること、そして高齢者ドライバーの減少による事故の抑制などが考えられます。また、デメリットにつきましては、乗り合わせのために必ずしも希望時間どおりに目的地に到着することができない場合があります。また、バスと比較して一度に乗車できる人数に限りがあることなどでございます。

そして、3点目の今後の展開についてでございますが、代替バスを本年9月末に廃止をする予定といたしておりますので、本市の公共交通はJR、市営バス、民間路線バス、通常タクシー、今回計画をいたしておりますデマンドバスとなります。このような状況の中で、市民の皆様の要望にこたえられるように、試行期間を設けまして、更に利用をしていただく方々のアンケート調査などを並行して実施をいたしまして、常に市民の皆さんの声を聞きながら、市民の皆様にとって使い勝手がいい公共交通システムの構築に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、災害時相互応援協定についてでございますが、まず最初に締結までの経緯についてのご質問でございますけれども、大規模で甚大な災害は、いつ、どこで、どんな態様で起こるかわかりません。本市におきましても、昭和51年9月に襲来をいたしました台風17号によりましては、かけがえのない二人の命が失われ、住家の流出37戸、全壊家屋が45戸、半壊家屋が47戸の方が被害に遭われまして、特に旧穴吹町古宮地区では、数日間の孤立集落が発生をしたりいたしまして、その後、集落すべてが集団移転をするというふうな未曾有の大惨事をこうむっております。このような教訓を踏まえまして、本市の防災計画では、大災害による被害が発生をした場合に、自力での復旧が困難な場合、他の市町村や防災関係機関の協力を得まして、災害対策を実施するなど、外部の支援を受けることを定めておるところでございます。大地震の場合には、近隣の自治体も同時被災をするために、遠隔地の自治体が、また、風水害や土砂災害の場合には、近隣自治体による相互応援の災害復旧活動を求めることが重要であるというふうに考えております。

今後30年以内に発生する確率が60%程度と言われております南海・東南海地震に対する備えといたしまして、本市の地域防災計画の主旨にのっとりまして、まずは、姉妹都市として長年にわたり、友好のきずなを深めてまいりました、兵庫県洲本市と北海道新ひだか町に対し、災害時における相互応援に関する協定書の締結の申し出をさせていただきました。両市町からご快諾を賜りまして、洲本市とは本市におきまして調印式を実施をいたしましたし、また、新ひだか町とは書面での交換によりまして、2月18日に協定書の締結をいたしたところでございます。これが、協定に至るまでの経緯でございますが、新たな自治体との協定の予定はあるのかということでございますが、災害によって低下をした行政の対応能力を補える、専門的な技術や知識を持ち合わせた職員の増員や、物資、そして資機材の不足補充を図り、また適確な応急の復旧活動を進め、市民生活の早期安定を図るためには、更に他の市町村との協定の締結を行うことは重要であるというふうに考えておりまして、今回は美馬市の特産品であるハッサクやデコボンと、リンゴやあるいは市田柿といった農産物を通じて交流が続いております。長野県高森町と、災害時における相互応援に関する協定の締結について、高森町より申し出をいただいております。市といたしましては、3番目の市町となる長野県高森町との災害時における相互応援協定に関する協定書の締結に向けまして、手続を進めておるところでございます。

また、この災害時の相互応援協定についての今後の課題でございますが、2月18日に協定を締結いたしました洲本市でも、平成16年の台風23号の来襲で、かけがえのない5人の命が失われたほか、負傷者11名、住家の全壊403棟、半壊1,546棟もの大きな被害をこうむったとのことございました。協定に基づきまして、締結市町から応援を受けましたが、その際、要した費用は、応援をする市町が負担をすることを事前に協議し、取り決めを行ったとのことございます。

今回の洲本市、新ひだか町との災害時における相互応援に関する協定書では、応急措置やあるいは応急の復旧に必要な資機材、生活物資のあっせんや提供、そして応急措置及び応急復旧に必要な職員の派遣、またボランティアのあっせん、そして、それ以外に特に要

請のあった事項などの内容の中から、被災した市町が必要とする応援を要請し、受諾した市町は、直ちに必要な応援を行うということにいたしております。これに要した経費につきましては、原則応援を受けた市町の負担と定めておりますが、先ほど申し上げました洲本市の例を参考といたしまして、ただし書きによりまして、特別の事情がある場合は双方で協議をするということにいたしております。洲本市と新ひだか町とは、姉妹都市提携を結びまして交流を続けてまいっておりますが、これを契機に、更に幅広い分野での交流を進めてまいりたいと思っております。

◎5番（郷司千亜紀議員）

5番。

◎議長（藤川 俊議員）

郷司君。

[5番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎5番（郷司千亜紀議員）

詳細なるご答弁をありがとうございました。

T P Pについては再問はございませんが、美馬市民の生活が少しでもよくなるように、市長には強い意志で臨んでほしいと思います。

デマンドバスについての再問ですが、4点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1点目は、このデマンドバスによる運行は、過疎地を抱える地方自治体などで注目されておりますが、美馬市は道幅の狭い地域がたくさんあります。そこで、このバスをタクシーに代えたデマンド対応型乗り合いタクシーを導入することはできないのか。2点目は、市民の大切な足となるバス運行事業において、交通弱者が出ないようにするため、周知徹底をどのように進めていくのか。3点目は、現時点では運行は月曜から金曜までの5日間と祝祭日であります。利用が多いと思われる土曜・日曜の運行は考えられるのか。最後ですが、予約の方法は電話がメインになると思いますが、今の時代ですのでインターネットによる予約は考えられるのか、併せてお聞かせください。

災害時相互応援協定についても再問はございませんが、本来ならこの協定書が使われることなく、災害が起きないことを願っておりますが、もしも大規模災害が発生してしまったら、昨年、私が6月に一般質問をし、お答えをいただきました、民間事業者との災害時防災協定と、この災害時相互応援協定を駆使し、行政と民間が相互に連携して、迅速、適確に応急復旧活動を行い、市民生活の早期回復を願います。また、市民生活の安定が図られるよう、あらゆる分野での協定書の締結を望みます。

デマンドバスについての再問のほうをよろしく願いいたします。

◎市民環境部長（小笠博文君）

市民環境部長。

◎議長（藤川 俊議員）

市民環境部長、小笠君。

[市民環境部長 小笠博文君 登壇]

◎市民環境部長（小笠博文君）

郷司議員さんの再問にご答弁を申し上げます。デマンドバスの運行事業につきまして、4点ほど再問をいただいております。1番に、幅員の狭い道路については、小型のタクシーや軽自動車の導入はできないのか。2点目で、市民への周知徹底はどうするのか。3点目の、土曜日・日曜日にも運行はできないのか。最後の4点目の、利用申し込みインターネットを利用できないのかというご質問でございます。貴重なご提言をいただき、誠にありがとうございます。

市民の皆様へのPRにつきましては、広報みま、広報みまTVなどを通じまして、周知を図ってまいりたいと考えております。市といたしましては、ご提案をいただきました土曜日・日曜日にも運行ができないのかなどにつきまして、利用者の皆様に対しアンケート調査を行うことで、利用者の要望の把握を行い、美馬市公共交通活性化協議会の中での協議や、陸運事務所と相談を行いまして、改善を図るなど、更なる利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

◎議長（藤川 俊議員）

郷司君、再々問はありませんか。

◎5番（郷司千亜紀議員）

はい、5番。

◎議長（藤川 俊議員）

郷司千亜紀君。

[5番 郷司千亜紀議員 登壇]

◎5番（郷司千亜紀議員）

ありがとうございました。再々問はございませんが、デマンドバスについては交通弱者の出ることのないように、市民の足であるバス運行事業をよりよい方向性で確立してほしいと願います。

以上、3件の代表質問において、大変誠意のあるご答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。これからも美馬市議会相和会として、市民の皆様を守り、少しでも向上するように精進いたしたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。

◎議長（藤川 俊議員）

提言であって、答弁は要りませんか。

◎5番（郷司千亜紀議員）

はい、提言したいと思います。

◎議長（藤川 俊議員）

はい、わかりました。

これをもって、相和会の郷司千亜紀君の代表質問を終結いたします。

続きまして、美馬政友会、武田喜善君より通告が出されておりますので、これを許可いたします。

◎3番（武田喜善議員）

3番。

◎議長（藤川 俊議員）

武田君。

[3番 武田喜善議員 登壇]

◎3番（武田喜善議員）

議長の許可をいただきましたので、美馬政友会を代表して質問をさせていただきます。

私は、農業の6次産業化の支援について、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加による市への影響、農業生産物の販売組織の促進・確立の支援、2つ目の国土（地籍）調査の推進について、計画的に推進アップが図れないかの2点についてを質問をさせていただきます。TPPについてはちょっと郷司議員さんとダブる点がございませうかと思っておりますけれども、ご容赦を願いたいと思っております。

まず、農林業政策のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）についてであります。今、政府はTPPに参加、不参加を決める協定を6月をめどに進めていきたいと言われております。太平洋周辺の広い地域の国などが参加をして、関税の撤廃をし、自由貿易圏をつくり、そして100%の自由化を建前とする貿易協定という構想であります。今現在、2001年に4カ国で発足、今年中に5カ国の加盟で9カ国になり、9カ国は今年中に結論を得る方向で交渉が続けられているのが現状であるとお聞きをしております。共同通信社が1月16日にまとめたところでは、全国都道府県政令指定都市66議会中、反対・慎重は56議会の85%に達し、中でも宮崎県、滋賀県、沖縄県などは、全市町村で反対・慎重であり、また1月23日現在、全国市町村議会での意見書採択は980自治体で55%に上がっております。本県でも2月21日、徳島新聞が発表した県内市町村長の反応は、知事を含めまして25人中16人が反対、条件つき賛成、これは慎重派でございませうが9名と、賛成は一人もいなかったわけでありました。そして、2月26日、徳島市内でTPPに反対する県内の農林水産業関係者ら1,200人が参加した集会が開かれ、TPP参加による関税撤廃で地域農業が壊滅的打撃を受けるなどと、断固反対を訴えられております。TPPは百害あって一利なしであり、かつて日本はWTO・世界貿易機構交渉では、農業の多面的機能の重視、輸出規制禁止などからで真っ向から主張し対立をしておりましたが、農業や労働現場の実態を無視したものと云わざるを得ないのであります。農林水産省が日本の農業や農村、国民生活に与えるTPP加盟の影響を試算をしたところによると、食料自給率は40%から14%に低下し、米や畜産、酪農、バター、チーズなどは壊滅的打撃を受けるとされております。農業生産額は8兆円から4.1兆円に半減するだろうと推測されております。そのことは、農村の高齢化、平均年齢65歳以上が60%、後継者不足、2011年の新成人は140万人、そのうち農業後継者は1%しかいないと言われており、中山間地の耕作放棄、集落の消滅、森林の荒廃を加速度的に進め、農業・農村社会の崩壊を意味していると言っても過言ではないと言われております。更に、農業・食料関連産業の雇用は、340万人減少し、低賃金の不安定労働者を拡大するとも言われ、それは安価な食料品を求めることにつながり、安全性に大きな疑問のあるBSE汚染の牛肉や遺伝子

組み換え農産物の大量輸入がデフレスパイラルを促進し、経済の低迷、不況の長期化につながる恐れもあるわけであります。

このように、TPPは日本の農業・農村の破壊だけでなく、37兆円にも及ぶ農林業の公益的機能、国土保全、環境保全などを奪い、雇用を奪い、自給率を引き下げ、国民の生活や命、健康を犠牲にして、一部の輸出大企業を守るものであると思われるわけでありませぬ。また、1月28日、参議院本会議におきまして、川田龍平議員はTPPが日本国内に与える重大で広範な影響について、マスコミは農業ばかり取り上げ、労働市場や環境分野など、24の分野で市場開放を進める交渉が行われている事実が国民に知らされていないと、政府・マスコミの欺瞞を暴露し、薬害エイズ患者としてTPPが医療の市場化を推進し、病院の株式会社化や患者と医者の上に保険会社が入るようになる指摘をされておりました。また、それが公的医療保険の範囲を狭め、医療格差を生み、経済力のない患者、難病患者が切り捨てられ、医療ミスの増大、地域医療の荒廃、国民皆保険制度の崩壊につながると、医療現場に与える影響を切々とアピールをし、大きな反響を呼んだところでありませぬ。TPPは、農林水産業はもちろん、医療関係、福祉・介護・看護関係、環境関係、労働・雇用など、多岐にわたって影響し、今の日本にとって百害あって一利なしであると思われませぬ。そこで、TPPに参加をした場合、美馬市へはどのような影響があるかをお尋ねをします。

次に、農業の6次産業化の支援の2つ目の、農業生産物の販売組織の促進・確立の支援についてお尋ねをします。農業の安定化対策の一環として、地域集落営農組織設立の推進を昨年の6月議会で質問をさせていただきました。モデル地区の設置ということで取り組んでいただいていることに敬意を表するところでありませぬ。農林業の再生によって、雇用の確保、拡大へとつながりますので、まず農林業所得の安定化が必要でありませぬ。そのためには、農林業者の農林産物の生産から加工・販売への6次産業化の推進により、所得安定化の推進支援を行う必要があると思われませぬ。1次産業の農林業者の生産から加工の2次産業、そして販売の3次産業までの分野への6次産業化法が3月1日から施行をされました。農林漁業者が農林産物の生産から加工・販売までを手がけ、所得の安定、向上を図り、特に新しい商品の開発や販路の拡大、そして生産や加工・販売に取り組みやすい環境の整備の促進と、組織確立を行い、所得の安定と増収で後継者の確立、農林業の再生、安定を図っていくべきであると思われませぬ。本市におきまして、JA及びグループによる直売所、高松市へもアンテナショップを設置し、それぞれ努力をし、頑張っておられます。なお一層の生産確保、販売に取り組む農林業者を6次産業化法に基づき支援策を打ち出せないか、市の所見をお伺いします。

2点目の、国土（地籍）調査の推進についてお伺いをします。国土調査は、国土調査法及び国土調査促進特別措置法に基づき実施されておられます。地籍調査、土地分類調査、水調査の3種に大別されておられます。土地調査は16世紀後半の豊臣秀吉の太閤検地から始まり、明治の地租改正、そして現在の地籍調査と変遷をし、地籍調査は各市町村が実施主体となり、土地の境界、地目などの明確化を進められているところでありませぬ。今現在の

地籍調査の進捗は、平成16年の古いデータになりますが、全国平均で46%、徳島県は平均で約26%で、美馬市は約29%と、進んでいないのが現状であります。全国で進んでいるのが東北地方で、青森県が92%で、低い県でも山形県の全国平均と同じ46%とお聞きをしております。地籍調査を実施していない地域は、地租改正時の古い図面が公図として法務局の備えつけ地図となっている場合があります、この古い図面は見取り図的なものであり、不完全な箇所が多く、現在の測量制度と比較すれば、極めて精度の低いもので、地図として役割を果たし得ないようなものもあります。この地籍調査の目的は地籍の明確化を図ることであり、地籍調査を行っていない地域は、相続した土地がわからない、土地取引が円滑にできないなどの問題が起こっており、特に世代交代での境界の明確化が、10年もすれば図れなくなってくる心配がありますので、計画的に推進アップが図れないか、市の所見をお伺いをいたします。

◎議長（藤川 俊議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

3番、武田喜善議員の美馬政友会の代表質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、第1点目は、TPP参加による市への影響額についてということでございますが、若干ちょっと整理をさせていただいてお答えをさせていただきたいと思っております。まず、TPP、ずっと今までに言葉も出てきておりますけれども、TPP、トランス・パシフィック・パートナーシップの頭文字を取った言葉でございまして、太平洋を取り巻く、いわばお互いの助け合いというふうなパートナーシップということでございます。そして、最初にこれを結んで動き出しているのが、P4と言われておりますけれども、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、この4カ国が2006年に結んで動いていったわけでございます。それから、2010年からこれにアメリカが加わりたいと。それから、オーストラリアが加わりたいと。それから、南米のペルーが加わりたい、それからベトナムが加わっていくということで、8カ国で交渉を進めておりました。今はマレーシアが入りたいということで、9カ国で進めようということで動いております。まだあと、そのほかにも日本やカナダが入りたいということで、動こうとしております。TPPという言葉が今いっぱい出てきておりますけれども、それ以外にもFTAとかEPAとかいう言葉が出てきております。特にお互いの2国間で貿易の関税を撤廃していこうというふうなことで出てきておまして、それがEPAというのがエコノミック・パートナーシップ・アグリメントということで、お互いに経済だけやっ払い、あるいはFTAというのはフリー・トレード・アグリメントということで、もう本当に関税撤廃して自由にやっ払いというふうなことでございまして、これにはいろんな項目がありまして、特に物の貿易をするというふうなものと、それからサービス、投資、人的交流、あるいは知的財産とか、あるいは政府が物を今買う場合はできるだけ国産品を買うとか、美馬市でいいますと地元のものを買うとかいうことになっておりますけれども、その政府調達についても自由にやれ

るよ、外国のものを幾らでも入ってくるようにしようというようなことで、全部で24項目を含む包括的な協定でございまして、この協定に入りますと、即時にそれが適用される、あるいはもう一つは段階的な撤廃、その即時というのが大半なんですけど、一部については即できんだろうから段階的に撤廃をしていこうというふうなことで、これを結んでいこうということが、先ほど来議論になっておりますTPPの内容でございまして。そして、それが特に我々のところでは直接いろんなところに関係がございましてけれども、じゃあどういふ影響があるんかということでございましてけれども、それはいろんな影響があります。24品目ですから、いろんな影響がありますけれども、その中で直接的に影響が計算できるものがあります。それが、例えば農林水産省が農林水産物の生産の減少額4兆5,000億円という試算をしております。その試算は、これは関税の率が10%以上、外国へ輸出した場合は日本で作ったものだったら10%上乗せして外国で売るということでございまして。外国から入ってくる場合は10%以上、関税をかけて、それで日本で売っているというふうなものでございましてけれども、それで国内の生産額が10億円以上の33の品目について試算をしております。で、農産物の減少額が4兆1,000億円、それから林産物の減少額が500億円、それから水産物の減少額が4,200億円ということで、おおむね4兆5,000億円程度の生産が減少するのではないかという試算をしております。当然、徳島県におきましても、これに準じて試算をしております。それを美馬市に当てはめて試算をしてみたものもこれからご説明をしたいと思いますので、ご判断をいただきたいと思っております。

それでは、お答えを申し上げたいと思っております。TPPの枠組みへの参加は農業のみならず多岐の分野にわたり影響を受けるものであるということは先ほど申し上げましたとおり、私も十分認識をしているところでございまして。TPP参加による影響につきましては、各省庁によりまして試算に大きな隔たりがございまして、美馬市におきましては農業が一番大きな影響を直接的に受けるであろうと思われましますので、農林水産省の試算を参考にいたしまして、試算を行っております。国の試算の前提といたしましては、関税率の大きな農産物、19品目につきまして試算を行っております関係から、美馬市に該当します品目を選定いたしますと、米、小麦、養鶏が主なものとなってまいります。先ほど、33品目と申しましたが、これは林産物で、そのほかのものもずっと入ってございまして、農産物だけでは19品目について試算を農水省でも行っております。その中で美馬市に該当いたします品目が米、小麦、養鶏が大きく影響するというところでございまして。

まず、米についてでございますが、現在、農林省の試算の値を使いますと、1キログラム247円、米は日本の試算としては247円でございますが、関税がなくなりますと1キログラム57円となってまいります。美馬市内の収穫量が約3,780トンあるということでございまして、約7億1,800万円ほどの影響が出るのではないかということでございまして。

次に、小麦につきましては、現在、1キログラム113円のところが1キログラム45円ということになりますから、美馬市の生産量が約105トンでありますので、約700

万円程度の影響が出るものと思われます。また、美馬市におきましては養鶏が大変盛んに行われておるわけですが、1キログラム1,000円程度のものが700円程度になるのではないかということがございますので、生産額が50億円に達しておりますことから、約15億円程度の影響を受けるのではないかというふうに想定をいたしております。このように美馬市におきましては農業の受ける影響は非常に大きなものとなってまいりますことから、国が農政に関します基本的な考え方や、そして具体的な施策を明確にして実施しない限り、農業は壊滅的な打撃を受けるものと危惧するところでございます。美馬市といたしましては、市内の農林業や商工業に及ぼす影響につきましては県との連携を図りながら、情報収集に努めてまいりますとともに、国・県への要望活動も行いまして、柔軟な対応をしてみたいというふうに考えております。

次に、農業の6次産業化についてのご質問でございます。農業生産物の販売組織の促進・確立の支援でございますけれども、まず、美馬市の農業の現状でございますが、全国的な農産物の価格の低迷による所得の減少によりまして、新規就農者はほとんど見込めないという状況でございます。過疎・高齢化が進み、担い手の減少とともに、農業を取り巻く情勢は正に非常に厳しいものとなってまいりまして、農業生産力が低下をし、地域の活力までも失われつつあるということが現状でございます。このような情勢の中で、所得の安定・向上を図り、農業の再生・安定を図るための手段として6次産業化を推進してはどうかというご提言でございますけれども、美馬市におきましては6次産業化の動きはもう大分始まっているものと考えてございます。まだまだ規模は小さなものでございますが、美馬町の「みまから」、横倉の豆腐、団子、穴吹のみそ、木屋平のブルーベリージャム、麦みそなど、各種の漬物類等の加工を行って、直売所等におきまして販売を行っておるところでございます。6次産業化につきましては、いろんな形で取り組んでおるところでございますけれども、例えば昔からお米を加工して、もちやせんべいなどにも、そしてお酒の原料ということも利用されてきております。こういった身近なものが思いがけない新しい商品や製品となり得る可能性を含んでございます。今後とも農家の所得の安定と増収を図るための支援といたしまして、生産の技術指導はもちろんのことでございますけれども、加工品の開発についての協力や支援、また産直市、アンテナショップ等を充実をいたしまして、販売ルートの確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、地籍調査の推進についてでございます。計画的な推進を図ってはどうかというご提案でございます。地籍調査は国土調査法に基づきます国土調査の一つでございます。先ほど議員からご指摘をいただきましたように、1筆ごとの土地の所有者や地番、地目を調査をいたしまして、境界の位置と面積を測量いたしまして、その結果を地図及び簿冊に作成するものでございまして、地籍というのは、いわば土地に関する戸籍でございます。こうした地籍調査を行うことによりまして、正確な土地の状況が登記簿に反映をされまして、登記制度の信頼性が向上してまいりますとともに、安心をして土地取引ができるということになります。また、道路などのインフラを整備する公共事業におきまして、境界の確認や用地取得が容易となりますし、更には地震や土砂崩れ、水害などの災害により、

土地の形状が変わってしまった場合におきましても、もとの境界を正確に復元することができるなど、その災害復旧につきましても大変役立つものでございます。さまざまな施策の基礎資料としても利用できることでございますから、早急に事業の推進を図るということは大変私も重要であると認識をしておりますし、また、今やっておかなければできなくなってしまうという危惧もしております。

本市の地籍の調査の時期につきましては、合併前の脇町では昭和46年にかかっております。美馬町では昭和51年に着手をしております、穴吹町は昭和54年に、木屋平村は平成12年に事業着手をそれぞれいたしております。現在、平成22年度末までの進捗状況につきましては、市内全体では、計画面積347.5平方キロに対しまして、実施しております面積は108.82平方キロでございまして、進捗率は31.3%でございます。事業着手をいたしまして30数年経過をいたしておりますが、思うように進んでいないという状況がございまして、市内全域の事業が完了するまでには、まだまだかなりの時間や期間がかかるものと予想がされております。このように地籍調査が進みにくい要因といたしましては、本市は山村地域が多くて、山林の荒廃が進んできております。また、土地の所有者の高齢化や不在によりまして、現地確認が難しくなってきたことも一因でございます。そのほかにも地籍調査には多額の事業費がまた必要でございまして、財政的な要因もございまして、本市といたしましては調査区域を拡大をするために、去る3月4日にも県知事に対しまして直接予算確保の要望活動を行ってきたところでございます。今後、地籍調査の実施に必要な予算確保に努めてまいりますとともに、所有者の方には地籍調査の主旨を十分ご理解をいただきまして、早急な事業の推進を図るためにご協力をお願いをいたしながら、努力をしてみたいと考えておるところでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

◎議長（藤川 俊議員）

武田君。

[3番 武田喜善議員 登壇]

◎3番（武田喜善議員）

ご答弁ありがとうございました。TPPについてであります、TPPの目的は、今回アメリカがTPPに参加する背景には、アジア市場で中国に対抗しての確固たる足場を築きたいとの戦略的意図があるとも言われております。そのために、日本を巻き込み、軍事的にも経済的にも追従する戦略的パートナーとして確保しておく必要があるとも聞いております。TPPの本質は、第1に国や自治体の地場産業育成策など、国内企業への公的支援、優遇策はすべて外国資本に対する差別と見なされるとか、第2に森林や水資源の買収など、投資に対する絶対的自由の保障であるとか、財産は外国人投資家に政府に対する直接損害賠償権を与えるとも言われており、つまり徹底した外資優遇策であり、TPPに盛り込まれた高度の戦略性であり、関税ゼロはその一步に過ぎないとも言われております。これ以上、農林業はもちろん医療、福祉、労働、環境、観光など荒廃が進めば、地方は限界集落に歯止めがかからなくなってくると思われまいます。情報把握を行っていただき、地方

の意見を国・県へしっかりと発信をしていただくことを要望しておきます。

次に、6次産業化の農業生産物販売組織の確立の支援の再問でございます。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたが、市内には数カ所の特産物の直売所、アンテナショップが開設されており、これを広く発信し、その販売の拡大を行う大型化と、また、本市には近畿美馬市ふるさと会という組織がございます。私も何度か参加をさせていただいたときにご意見等をお聞きをいたしました。近畿圏内にふるさとの思い出アンテナショップ、これは仮称でございますけど、6次産業化法に基づきまして関連した事業で開設をできないか、市の所見をお聞きしたいと思っております。

2点目の国土（地籍）調査の推進につきましては、再問はございませんが、財源内訳は国が50、県費が25、市の一般財源が25と聞いております。厳しい財政の中ではありますが、特に徳島県の財政難がネックになっておるとも認識しておりますが、着手してから約40年にもなりますので、早急に全国平均以上に推進できることを要望を申し上げます。再問を終わります。

◎経済部長（大垣賢次郎君）

経済部長。

◎議長（藤川 俊議員）

経済部長、大垣君。

[経済部長 大垣賢次郎君 登壇]

◎経済部長（大垣賢次郎君）

ただ今、武田議員様からの再問について、お答えを申し上げます。

特産物の直売所やアンテナショップの大型化、及び近畿圏内への開設についてのご質問でございますが、現在、美馬市内におきましては常設と言えるものはわずかでございまして、多くの直売所は曜日を設定をいたしまして開設をしている小規模なものがほとんどでございます。このような現状でございまして、大きな売り上げは望めず、農家の所得の安定・向上を図るまでには至っていないというのが現状でございます。農家所得の増加が見込めるような大型の直売所の設置につきましては、商品の量や品数の確保、安定的な供給、特産品の開発等につきまして、既存の産直市の皆様とご相談をさせていただきまして、検討をしてまいりたいと考えております。

また、近畿圏内での開設につきましては、安定的に商品の供給が行えるか、また、家賃、人件費、輸送費等、運営経費などの採算についての大きな課題がございます。こういったことから、近畿美馬市ふるさと会の会員の方々のご意見も伺いながら検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

◎議長（藤川 俊議員）

以上で、武田喜善君の美馬政友会代表質問は終了いたしました。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。

迅速に進めてまいりたいと思っておりますので、暫時といたしたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

小休 午前11時18分

再開 午前11時26分

◎議長（藤川 俊議員）

休憩前に引き続き会議を開き、代表質問を続行いたします。

次に、五月会、中川重文君から代表質問の通告が出ておりますから、これを許可いたします。

◎1番（中川重文議員）

1番。

◎議長（藤川 俊議員）

中川重文君。

[1番 中川重文議員 登壇]

◎1番（中川重文議員）

ただ今、議長さんより代表質問の許可をいただきましたので、五月会を代表いたしまして、通告の件につきまして順次質問をさせていただくこととします。

質問は、庁舎関係3点、拝原処分場関係3点の計6点について質問させていただきますので、よろしくお願いします。

先月の2月22日、2011年度当初予算案を発表し、一般会計の総額は10年度当初費6.7%増の178億6,400万円となり、合併後、2008年度に次ぐ2番目の規模になる大型予算ではありますが、内訳を見てみますと、自主財源は21.4%と依然減少傾向になり、市債発行も10年度比30.4%増となっております。このような施策を続けていく限り、今後の財政運営は非常に厳しい状況ではなかろうかと思えます。このような中であって、市議会3月の定例会開会日に牧田市長さんより所信表明があり、美馬市の公共施設の再編整備に関する基本方針が公表されました。その中で、新聞紙上にも大きく報道された、市民の間でも関心のありました新庁舎建設の断念についてと、穴吹庁舎へ一元化についての質問を最初に3点ほどさせていただきたいと思えます。

まず、1点目といたしまして、合併協定書に盛り込まれていた最重要案件を破棄し、新庁舎建設を断念するには、冒頭述べました財政的理由はあったといたしましても、合併前から通算しますと約10年間という長期にわたり各検討委員会を持ち、答申に答申を重ね、それを受けて決定したと、又されようとしています。今までの答申をどのように受けとめ、判断に至ったのかをお聞きしたいと思います。つまり、どの委員会の答申を見ましても、現時点では建設しないほうが望ましいけれども、合併協定を重んじて、近い将来には必要であるとしているのであります。つまり、市長は都合のよいところのみ拡大解釈して、新庁舎建設を断念されていますが、委員会の答申の中には、合併協定を尊重しなければならず、近い将来においては必要ですよという答申のところは、どのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

2点目といたしまして、合併協定は今でも死守していただいて、そのための布石を着々

と進められることを切望していますが、いろいろなご意見のある方の質問も必須であると思いますので、美馬市の公共施設の再編整備計画に関する基本方針についての考え方の中に、穴吹庁舎一元化に伴う増築というのがありますけれども、現時点での増築の規模、つまり脇町、美馬の庁舎を廃止して一元化する場合の規模と事業費をどのぐらいに試算されているのかをお聞かせ願いたいと思います。

次に、3点目といたしまして、穴吹庁舎に一元化して新庁舎を断念するという事は、新庁舎を建設したときと同じ、またはそれ以上の効率的行政を推進でき、庁舎機能も図れると判断されてのことと思いますが、具体的に例を挙げていただいて、目標の数値的效果のほどを是非説明願いたいと思います。そして、なるほどなと感心させていただきたいと思いますので、そのお考えをお聞かせ願います。

続きまして、通告質問の件名の、拝原最終処分場について3つほど質問させていただきます。この件については再三再四、質問させていただいていますが、行政側の都合のよい回答しかいただいていないのが現実だと思っています。今日は誠意ある回答をいただけることを期待して質問させていただきますので、よろしくお願いします。

まず、第1点目、現在、専門技術者8名、関係団体代表者4名、行政関係者2名の合計14名で検討委員会を実施し、今日まで既に6回を経過していますが、現段階でほぼ計画の全容が明らかになってきていると思います。しかし、平成18年度と比べてみますと、私は非常に変化した姿になったことに驚いています。平成18年の計画と比べますと、新処分場の面積は約2倍近く、埋め立て容量も21万5,000立方メートルと、これまた約2倍、埋め立て高さに至っては4メートルと説明していたのが15.5メートルと、何と約4倍になっています。いいですか、現状の堤防の高さより約10メートルもはるかに高い処分場の山が2つもできる計画を堂々と提案しています。幾ら公共事業は小さく生んで大きく育てるといっても、少しいい加減なのではないでしょうか。平成18年の計画でそのまま進捗していた場合、想像してみてください。こんなはずではなかったと悔やんでも、取り返しのつかない大変な事業になっていたのではないのでしょうか。このような現状を踏まえ、牧田市長は新計画案をどのようにお考えなのかをお伺いします。

次に、2点目として、この問題を語るときにいつも出てくるのは、事業は議会で承認いただいていますということでもあります。しかし、先ほどのように承認されたときとは雲泥の差であります。また、明らかにされていない総事業費とか維持管理費においても相当な変更が予定されますので、庁舎建設同様、合併協定を無視してでも現状に照らし合わせて断念するのでありますから、この処分場に関しましても約2年前に承認したから、それですべて横滑りでよいという方針ではなく、相当な計画変更でありますので、安全性はもとより景観に関しましても、これで本当に将来にわたって地域住民に不安のない施策かどうか、再度議会の承認を問うということが必要でないかと私は考えているのでございますが、市長の真意をお聞かせ願いたいと思います。

引き続き、3点目の質問ですが、平成18年度の過小計画でさえ地域住民にはなかなか理解が得られていないものが、今回このように大きく変化することに対しても、検討委

員会の委員長は地域住民の理解が必要と述べていますが、なおさらもって理解が得にくい状況の計画説明は住民合意形成が難しいと思いますが、どのように説明し、理解をしてもらおうとしているのでしょうか。具体的にその方法を教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上が、通告いたしました、五月会代表、中川の質問です。答弁をよろしくお願いします。答弁内容によって、再質問をさせていただきたいと思っております。

◎議長（藤川 俊議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

1番、中川重文議員の五月会の代表質問にお答えをさせていただきます。

私からは庁舎問題につきましてお答えをいたしたいと思っております。

まず、第1点目の美馬市庁舎検討市民委員会からは、20年先あるいは30年先を展望すれば、いずれ庁舎の建設は不可欠であるとの答申が出されておるが、この取り扱いについてどのように考えておるのかというご質問でございますが、確かに庁舎検討市民委員会からは、20年先、30年先を展望すれば、いずれは庁舎の建設は不可欠であるのご意見をいただいておりますが、これは将来的に庁舎の建設を行うのであれば、合併特例債の活用が可能な時期に本市の財政状況を考慮した上で改めて判断すべきであるというものであると理解をいたしております。また、庁舎検討市民委員会からは、庁舎の建設とは別の考え方として、穴吹庁舎を始めとした既存施設を最大限に活用し、庁舎機能の一元化を図る手法についても、併せて検討する必要がある、併記をした形でご意見をいただいております。いいとこ取りだけをしたということではございません。庁舎問題につきましては、こうした市民の皆様からのご意見や、あるいは議会からもいただきました議会の特別委員会からのご報告も踏まえまして、あらゆる方面から検討を重ねた結果、このたびの結論となったわけでございます。

続きまして、ご質問第2点目の、穴吹庁舎増築の事業費と、レイアウトはちょっとなかったんですが、事業費等の計画についてというご質問でございますけれども、穴吹庁舎の増築に係る事業費につきましては、現在まだ基本設計も行っていない時点でございまして、現時点では具体的な金額をお示しすることができません。現在、穴吹庁舎の2階に設置をいたしております図書館や公民館を移設をいたしまして、事務室として改修をすることによりまして、増築するスペース等も抑制する計画でございまして、最も効率的な手法により行うことを基本といたしております。

それから、美馬市公共施設の再編整備に関する基本方針の中で、庁舎の増設をして一元化を図るということを書いてあるけれども、実際にそれが一元化を図って新庁舎を建てたときと変わらない状況になるのかということでございますが、このことにつきましては庁舎の一元化を図ることによりまして、市民の方の利便性の確保、あるいは行財政改革に関する妨げとなる分庁舎方式によるさまざまなデメリットが解消されるということから、新

庁舎建設と同様の機能が確保できるというふうに考えております。私の所信表明でも申し上げたわけでございますけれども、分庁舎方式を、現在の庁舎方式を見ますと、合併効果の最大の要因であるワンストップサービスの提供など、市民の皆さんの利便性が十分に確保できていないことも承知をいたしておりますし、また、職員間の連絡調整に時間を要することや、職員の管理上、あるいは指示命令系統についてもなかなか問題があると。更には合併効果の大きな要素でございます維持管理費の削減や職員数の適正化を図ることによって、市が更なる行財政改革を進めていけるというようなことをお示しをいたしまして、こんな中で数値的に差がないのかという話でございますけれども、数量的にすべてを比較することはできませんけれども、所信表明でも申し上げましたが、穴吹庁舎に一元化する理由についてでございますが、まず、来庁者の利便性が確保できるのかどうかということが大変重要なポイントでございましたことから、その点についても検討を行いまして、穴吹庁舎は吉野川沿いに3本の国道が交差をしております、県西部の交通の要衝に位置しておりますことから、市の内外からの交通アクセスにも恵まれておりますし、市内の庁舎を利用させていただく7割近くの皆様が公共交通機関の発達していない本市の中で市民の足でもございます自動車で15分以内にはほとんど利用できる距離でございますし、また、西のほうの美馬町の中心地域からのアクセスにつきましても、吉野川に他の地域とは違って、北岸と南岸を結ぶ多くの橋梁がかかっておりまして、道路網が整備をされておりますことから、いろんな方面からのルートを活用しながら、自動車で大体20分程度で利用できる距離にもございます。また、本日ご説明をいたしましたデマンドバス等も運行する計画もございます。アクセスについても新しいところへという想定をして新庁舎ということで合併協定で想定をされておりました地域と比較しても、ほとんどいわばアクセス等についても問題はないのではないかとすることも判断をいたしました次第でございますし、また、庁舎の施設の内容につきましても、穴吹庁舎はもちろん耐震もできておりますし、このように立派な庁舎で、市庁舎としても大変立派な議事堂もございますし、それから保健センターや、あるいは農村改善センターというふうな、庁舎と併設して使える施設も十分整ってございまして、そういうことから一元化によって増築をする部分についてもできるだけ面積を減すこともできるということでございまして、我々といたしましては庁舎が本当に市民の方に利用していただけるために、大きな支障を来さないというふうに考えておりますので、そういう結論に至ったわけでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

◎市民環境部長（小笠博文君）

市民環境部長。

◎議長（藤川 俊議員）

市民環境部長、小笠君。

[市民環境部長 小笠博文君 登壇]

◎市民環境部長（小笠博文君）

続きまして、中川議員さんから拝原最終処分場計画について、3点ほどご質問をいただいております。順次お答えをしてまいりたいと思います。

ご質問のまず1点目、計画内容が大きく変更になっていることをどう考えているのかについてでございますが、当計画につきましては、昨年7月に栢原最終処分場検討委員会を設置をし、これまでに6回の委員会を開き、既設処分場の現状把握や新処分場の安全性等を検証するために、追加調査の実施や調査結果に基づく検討をいただいているところでございます。その結果、埋設範囲が一部西側に広がっていることが確認をされ、また、埋設ごみの底盤の下にあると想定をされる、ごみのまじった泥土部分や隣接地の底質等についても撤去が必要との意見もあり、その結果、撤去量につきましては、当初約11万3,000立方メートルから、最大で約21万7,000立方メートルに増加する見込みとなりました。これに伴いまして、新処分場の埋立高につきましても、堤防の天端より最大で9メートル余り高くなる想定となります。現在も引き続き検討委員会におきまして、安全性を担保するための専門技術的な検討をいただいているところでございます。今後はできるだけ早期に検討委員会としての結論をいただき、その上で市としての考えを取りまとめたいて考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、2点目の、市議会への事業計画の説明をどう考えているのかについてでございますが、市議会におきましては、平成20年7月に栢原最終処分場特別委員会を設置をいただきまして、7回にわたる委員会審議を通じて、現処理計画の詳細についてご説明をさせていただきました。しかしながら、昨年7月に設置をいたしました栢原最終処分場検討委員会の審議により、ごみの埋設範囲の拡張や撤去量の増加により、新処分場の埋設高等の変更が必要となりました。申し上げるまでもなく、当事業につきましては地域の環境保全はもとより、洪水等の災害時において、地域住民の生命と財産を守るための堤防の築堤に大きくかかわる、市の重要施策でございます。市長の所信で申し上げましたように、できるだけ早く検討委員会としての結論をいただきまして、市としての考え方を取りまとめた上、市議会を始め地域の皆様にもご説明を申し上げ、ご理解をいただけるよう最善の努力をしてみたいと考えております。

次に、3点目の質問でございます。地域住民との合意形成をどのようにして図るのかということでございますが、地域住民との合意形成につきましては現在も引き続き検討委員会において安全性を担保するための専門的な検討をいただいているところでございますので、検討委員会としての結論をいただき、その上で市としての十分検討をさせていただき、できるだけ丁寧な対応に努め、地域住民の方々との合意形成が図れますよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎議長（藤川 俊議員）

中川重文君。

[1番 中川重文議員 登壇]

◎1番（中川重文議員）

再質問させていただきたいと思っております。

先ほど市長さんの答弁でも、私になるほどなど、うなるような回答はなかなかなかったように思うんですけども、その後の点でちょっと質問させていただきます。

まず、1点目は、新庁舎、穴吹の一元化の増築の事業費の件は、現時点では具体的金額をお示しすることはできないということでございますけれども、今まで庁舎検討市民委員会や特別委員会等で概要で総事業費と美馬市実質負担金が公表されていますけれども、それとは大きくかけ離れているから、言うことができないということでしょうか。それとも、試算はこれからなので公表できないということでしょうか。その理由を教えてくださいませんか。

2点目といたしまして、先ほど、穴吹へのアクセス道路は便利が非常によいという説明をされたんですけども、私はここ、庁舎に来るとき、いつも思うんですけども、入り口のところが非常になかなか交通が悪いので、庁舎周辺道路も含めての事業予算をなされとんでしょうか、そこをちょっと聞きたいと思います。

次に、3点目ですが、昨年の9月議会で質問した経過がありますので、仮に、本当に仮になんですけども、庁舎一元化になるとした場合についてもお伺いしておきたいんですけども、敷地内禁煙にするおつもりはないのか、再度確認しておきたいと思います。

また、敷地内禁煙にしない場合は、喫煙室でなくても現状の歩きたばこのたまり場でなく、それらしき喫煙スペースを市民のために設けることはしないのかもお聞きしておきたいと思います。それと、市民に対するサービスとして、もう一つ提案するといえば、私はかねがね昼休み時間を利用して来庁してくる人に対応している、弁当持参の職員が自分の席での昼食をしながらの接客をやめてほしいと思っております。仮に一元化するのであれば、是非食堂というか、弁当を食べる部屋を設けてほしいと思っております。しかし、財政難で困難であるとしたしましても、最低限、間仕切りとか簡易型のついたてでもしてほしいと思っておりますので、そういったことの住民に対する配慮は可能かどうかをお聞きします。

次に、4つ目ですが、一元化に向けての最重要なことでありますが、合併協定書を破棄してまで穴吹へ一元化することに対しての市民への説明方法についてお伺いします。是非、広報に掲載しましたとかテレビで放映しましたとかの一方通行の説明でなく、顔と顔を突き合わせた、お互いの話し合いができるような会話のある説明方法を取って説明していただきたいと思いますが、そのような手法を取っていただけるかどうかの質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

◎議長（藤川 俊議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

1番、中川議員の再問にお答えをいたしたいと思ひます。私からは、まず、2点だけお答えをいたしたいと思ひます。

穴吹庁舎へ増築するのに、なぜ今の段階で事業費が言えないかということでございますけれども、これにつきましては今までは新しい庁舎を建てるということで試算をいたしておりましたので、増築をどの程度の規模にするか等についての検討はこれから進めていく

ということでございますので、金額についてのまだ概算等についても、当然しておりませんので、規模についても今後検討していくということでございますので、概算についてはまだ申す段階ではございません。

それから、ここへ一元化をする場合に、入り口のアクセスを考えたかどうか。これは当然、私もそれを想定に入れて考えてまいりたいと思っています。

◎企画総務部長（新井榮之資君）

企画総務部長。

◎議長（藤川 俊議員）

企画総務部長、新井君。

[企画総務部長 新井榮之資君 登壇]

◎企画総務部長（新井榮之資君）

1 番、五月会、中川議員の再問にお答えをいたします。

庁舎の一元化に併せて、喫煙室、食堂を設置してはどうかといった再問でございますが、喫煙室につきましては平成14年に施行されました健康増進法におきまして、多数の方が利用される公共的な施設、中でも官公庁あるいは医療機関、こういったところにおきましては全面禁煙することが望ましいというふうにされております。また、平成20年に本市が策定をいたしました「健康みま21」におきましても、生活習慣病への対策と併せまして、受動喫煙の防止対策、喫煙による健康への影響及びがん発症のリスク等につきまして、市民の皆様幅広く啓発をしている最中でございます。本市では平成19年5月からすべての庁舎内は全面禁煙とさせていただいております。で、県内24の市町村の状況を見ても、昨年、5団体で喫煙室を廃止をいたしまして、分煙から庁舎内全面禁煙へと移行しているというような状況にもございます。

次に、食堂のほうでございますが、昼休み時間を利用して来庁される方、あるいは電話の応対、こういったようなことから、弁当持参の職員につきましては自席で昼食をとる、こういったことを常としておるといふ市町村が多うございます。食堂を設置いたしておりますのは、わずかに4団体にとどまっておるといふような状況でございます。このようなことから、本市の庁舎の一元化を図る上におきましては、まずは市民の皆様に対するサービスの向上を優先させるべきというふうと考えておきまして、喫煙室や食堂の設置につきましては慎重な判断をまいりたいと、このように考えております。

次に、市民の皆様への説明方法についての再問でございますが、庁舎を始め公共施設の再編整備、いずれも市民サービスに直結する課題でございます。市民の皆様のご関心も高いものというふうと考えております。本市といたしましても、急速に進みます人口減少や高齢化といった社会情勢の変化、厳しい財政見通しなどを方針策定に至った背景に加えまして、今後、耐用年限がピークを迎えます市内公共施設の現状を踏まえた再編整備の方針につきまして、市民の皆様へ説明させていただくことが必要であろうと考えております。

そこで、光ファイバー網を活用し、昨年より放送開始をいたしました広報みまTVを、あるいは各種会合など、あらゆる機会を通じまして市の考えを市民の皆様にご理解いた

けるよう説明してまいりたい、このように考えております。

◎議長（藤川 俊議員）

中川重文君。

[1番 中川重文議員 登壇]

◎1番（中川重文議員）

再々問させていただきます。先ほど、市長さんが増改築の試算はされていないということを書いていましたんですけども、庁舎検討市民委員会とかそういうのでは増改築の試算もされていますので、是非それを、そのとおりではないかもわからないんですけども、参考にしていただいて、近々こういうことだというようなこともまた説明願いたいと思います。

それと、市民に対する広報の件で、あらゆる手段をとということだったので、やっぱり先ほど私が提案したように、顔と顔を突き合わせたような、自治会単位でも何でも結構ですので、一方通行でない説明を是非していただきたいと思っております。

それと、再々問ですので、最後になりますので、拝原処分場のことで2つだけ質問をさせていただきますと思います。1点目ですが、市長の所信表明でもありましたが、できるだけ早く検討委員会としての結論をいただきたいということでしたが、検討委員会では多くの検討課題が取り残されがちに進んでいるのをご存じだと思いますけれども、できるだけ早くといいますのは、委員の方々に委嘱期間として定めています、平成23年7月30日までに何らかの答申をいただきたいということで解釈してよろしいのでしょうか。

2点目ですけども、事業説明を最善の努力をして説明するのお考えでございますけれども、現在、拝原の最終処分場について市民検討委員会という組織が既に2回ほど委員会を開催し、要望とか提案を美馬環境整備組合長である市長へ提出していると聞いておりますけれども、先日の第6回の専門技術者委員会の会で、副市長は市民検討委員会の要望を聞く余裕はあると言っておられました。市民の声を取り上げて検討し、反映できるところは実施、反映するという解釈でよろしいのでしょうか。その2点をちょっとお伺いします。それと、先ほど小笠部長さんのほうから、検討委員会は現在7回を終えたと言われたと思うんですけども、6回だと思うので、訂正ではなかろうかと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

以上、再々問です。

◎副市長（河野尚二君）

議長。

◎議長（藤川 俊議員）

副市長。

[副市長 河野尚二君 登壇]

◎副市長（河野尚二君）

1番、中川議員の再々問にお答えを申し上げたいと思います。

できるだけ早くというふうなことで、市長のほうから所信表明の中で申し上げたわけで

ございますが、次回、第7回目の検討委員会がもう中川議員もご承知のように4月9日が予定されております。それで、できるだけ早くといいながら、検討委員会の結論というのは、あくまでも各委員さん、それから検討委員会の委員長の最終判断になろうかと思いますので、いつまでということではなくて、できるだけ早く市のほうとしては結論を出して、その報告をいただきたいという主旨でございます。

それから、もう一点、市民委員会のほうから、私どもの専門委員会の委員さんに質問事項が参っております。この前、私が検討委員会の中で申し上げたのは、検討委員会の中で専門的に議論する事項と、それと我々行政側として、あるいは美馬環境整備組合としてお答え申し上げる、2つに分かれようかと思うんですね。ですから、先般の検討委員会の中では、専門的なものについては専門委員会のほうでご議論いただけたらというふうな、私、発言させていただきました。それから、そのほかの行政側のほうで受けるべきものについては、我々が住民の方に対応していきたいというふうな主旨でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（藤川 俊議員）

議事の都合により暫時休憩します。

小休 午後0時01分

再開 午後0時02分

◎議長（藤川 俊議員）

再開いたします。

小笠君、改めて答弁してください、回数については。今、休憩中でありましたので。正式な回数を今、ちょっと質問者とあなたの間で食い違っておりますので。

小笠部長のほうから訂正答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

小笠君、回数が違うだろう、今。

（「いやいや、合うとる」の声あり）

◎議長（藤川 俊議員）

それでいいんか。回数が今、違うとったけど。

（「合うとる」の声あり）

◎議長（藤川 俊議員）

訂正をしてくれって、あなたのほうから言った。あなたのほうが間違いか。

◎1番（中川重文議員）

私の聞き違いかもわからんですけど、特別委員会という、議会のそういうのは7回で、今やっている専門技術者を含めたのは6回ということなので、その2つを説明していただいたらよくわかるかなとは思いますが、

◎議長（藤川 俊議員）

それでいいんじゃない、そうですか。それでは、改めて6回であったことを確認をいたします。

以上をもちまして、代表質問はすべて終了いたしました。

昼食のため1時まで休憩いたします。

小休 午後0時04分

再開 午後0時57分

◎議長（藤川 俊議員）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、市政に対する一般質問をとり行いたいと存じます。

通告者はお手元にご配付の一般質問表のとおりでございます。通告順序に従いまして、順次発言を許可いたします。

まず初めに、三宅仁平君から質問の通告が出ておりますので、これを許可いたします。

◎18番（三宅仁平議員）

はい、三宅、18番。

◎議長（藤川 俊議員）

三宅仁平君。

[18番 三宅仁平議員 登壇]

◎18番（三宅仁平議員）

私が通告書で出しておるんは、小星地区の県払い下げについてでございます。

1番目に、この残地の払い下げを市が受けたことがあるか、ないかということでございますけん、よろしくご答弁をお願いいたします。

私がこれ、昔、議長をしよるときにも一応、この小星地区のことで経過をいろいろ知っております。その中で、これ、こういう原蚕地の地区についての本も出とんどすわ。どういふんで、皆苦労して、この土地を強制収用でないけど、昭和49年3月に、原蚕地類管理法ちゅうて法律を作って、わざとこの蚕の、一番もうその昭和12年ごろに、何を原蚕したらええかな。そしたら、あつこの土地が一番空気がよくて、虫もあんまりつかんと。それと土がええということで、一応野村地区から小星地区、また木ノ内、井口地区とか、そういう関連会社、ここにも書いとるように54名が、半強制的に取られとんどすわな。ほじゃけん、これをいとも簡単に、当然ほういふような土地であるけん、やっぱし県も舗装とかにせんと、市にどういふふうにしましよつかとというように持っていつて、初めて市が要らんというたら一般に払い下げてもええんでないかなということを、ひしひしと考えてます。ほつたら、これも私も知らなんだんですけど、この野村地区、小星地区の人が、三宅さん、あれ、何に使うんでと。ほんで、これ、私らが苦労して先代が守ってきた土地を、この原蚕地として蚕の種をして、約8町6反も、この中の一部に家建てて、5つは桑園にして、桑も魯桑、地桑とかいろいろ、どれが一番飼うて順序よう成長するかなという研究材料にしよつたと。そういう貴重な土地ですけんね。これはお金では売つとるけんけど、半強制的ですわ。法律作って持ってこいとつたけんね。それがこれ、私のそのときの・・・さんというんかね、これ書いた発行者、記念に残さないかんちゅうて、この残しとる

のがおりますわ。ほれで、本にして置いとる。こういう貴重な土地を、やっばし市に相談してもろうて、部落にも相談して、初めて何に使うかとしてほしいと。それが、市も要らんのだったら、もとの地主に返しといて、農振法に法律であるでえと。地域の地権者に返すと。これ、頭、山林にしとるけど、実際は農地じゃけんね。ほんで、戦時中にも、イモ、ジャカイモとか、いろんな食料にも、戦争の厳しいときは桑を抜いて、またイモ植えて、生活費に充てるといって、養のうた貴重な土地ですけん、是非これは市が相談を受けて、今の方向に行ったもんか、それとも、市はのけられて、県が直接こういうような方向で刻んだんか、そこらちょっとお伺いしたいなど。それに応じて、また再問をさせていただきますから、よろしくお願ひします。ほなけんね、やっばし、これ、市長さんにもちょっと見せとこか、これ。

(市長に資料を渡す)

◎18番(三宅仁平議員)

それと、あと1点は、これは、この件についてですけど、これ、文化財指定にもなってますけんね、弥生時代。もういっちょ、前へ行きゃあ縄文時代でね、皆、ある程度、跡が出てきとると。あれ、僕らが知つとんは、金本議員が平成9年のときかにも知らんけどビール園が来ると聞いて、調査したら出た。これは弥生時代言いよったね。ほたら、その前にこれから何ぼ、何年か知らんけど、一回、町が組んで、金本議員が言うて、ほったら縄文時代の住みよった家ね、簡単な小屋の。それから出てきたというようなことも聞いております。ほじゃけん、やっばり貴重な土地ですけん、是非守ってほしいと。ほんで、部落に相談して、再生によつて使わんのじゃつたら、部落の半強制的に取られた土地やけんね、是非返してほしいということをお願ひしたいなど。答弁願ひします。

◎企画総務部長(新井榮之資君)

企画総務部長。

◎議長(藤川 俊議員)

企画総務部長、新井君。

[企画総務部長 新井榮之資君 登壇]

◎企画総務部長(新井榮之資君)

18番、三宅仁平議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、小星の県有地について払い下げを市が受けたらというようなことで、その予定はないのかというようなご質問でございますが、公有財産の取得手続きにつきましては、本市の財務規則第132条でございますが、そこに規定が載っております。で、取得しようとする理由、用途、見積金額及び算出根拠を明らかにして、市長の決裁を受けるということに定められております。つまり、土地等公有財産を取得する場合には、何のために取得するのかという目的を明確にしておくことが必要になります。現在のところ市といたしましては、当該県有地を利活用する計画がございません。目下、本市では財政の健全化を図るために、遊休財産等を売却等の方法により処分を行っている状況でございます。利活用する目的のない公有財産の取得は考えにくいところでございますので、ご理解を賜りま

すようお願いをいたします。

それから、もう一点、土地の払い下げについて市に相談はあったのかというようなご質問でございますが、地方自治法の第238条の5におきまして、普通財産の管理及び処分に関する規定が設けられております。普通財産は、行政財産のように行政執行上、直接使用するものでないので、一般司法の適用を受けて管理処分されるべき性質のものと、このように解釈されております。したがって、地方自治体がある物件を貸し付け、交換し、売り払い、剰余等を処分するについては当事者間の契約により成立するものであると考えられておまして、ご質問にございましたような他の地方公共団体の照会や協議、相談、つまり本市を通じて行ったとか相談があったかという以前に、元々その必要性がないものと思われましますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

◎議長（藤川 俊議員）

三宅仁平君。

[18番 三宅仁平議員 登壇]

◎18番（三宅仁平議員）

今のお答えであつたら、一応うちは何ら手がつけれないと、資格がないというようなことですが、これ、しかし、普通の土地と違って、今も市長さんのところへ渡したように、やっぱりこれは貴重な土地じゃし、また面積が8町6反、半強制的に買収した土地であるし、これと、また脇町の文化財の貴重なやつじゃけん、これはやっぱり私やの家でいうたら、先祖売んりよんと一緒にないでか、な。お墓があり、先祖住みよった、今、文化文化言いよるけんど、特に文化財の指定になつるとという地区であるし。ほんで、するけんね、当然これは美馬市として、腰を据えて守ってやって、先祖を、今後、生かすようにしたらええんでないで。前、私が合併する前にも質問したときに、やっぱりうだつを完成させて、ほで、小星の縄文時代の復元をして、ほで、美馬町の寺町いって、そういうようにしたら、一日観光も一つのしとると。ほつたら、あれ、佐賀県かしらんには、この弥生時代のやつの復元をして、今、皆、全国からものすごい来てくれよと。ほんだけん、それのようなんは、まねはせえちゅう言わんのけど、やっぱりお寺も古いし、うだつも古い。それから小星の縄文、弥生時代も出てきたと言うとるけん、昔の2つ入るとるけん、あの地区に、この8町歩の中にね。私が調べて情報を聞いとんはそう聞いとります。ほじゃけん、それらのやっぱり意味をして、市長も真剣に、これはまあそこで日に日に座って、市長室で座るにはええけんど、やっぱり目を覚まして、やっぱり観光で、おまはん、水戸黄門のまねをするんもええんけんど、ほら、そのときは受けるけんど、やっぱり時代、大分こしらえてあげて初めて皆が喜んでくれるんですよ。これ、やっぱり最後は市長に意見を聞きたいけん。

これは、ほの地区の人が私に申し込んできとんは、もう県がよう利用せん、ほんで次は市町村がせなんたら、当然、部落に相談してくれないかんと。で、これもう、親分連中に聞いてきとんじゃ、しっかりした人に。ほんで、そういういわれもちゃんと見せてくれて、是非、三宅さん、美馬市のために使うてくれと。ほんで、皆が寄ってくるような方向のも

のを建ててくれえと。ほんじゃけん、それはやっぱし市長さんもにこにこせんと、ちゃん
とこれはしてくれなんだから、先代の、私はもうこれ、我が家の屋敷のお墓を売んりよんか
なと思う。ほんで、あの地区には皆、耕した人のお墓が建つとんです、ほの畑の岸にね。
これは、牧田が作った墓地じゃと、これは新井がしたとこじゃというてね。お墓を皆、建
ててくれとるらしいわ、その当時の57軒の人のね。それを、やっぱし1つに集めて、祭
つとるとこもあります。これと、今言う時代の文化財の指定のやつを、いとも簡単に、新
井さんの答弁かな、うちは言う資格がないって。ほじゃけど、私が今、県の人に問い合わ
せたら、常識ではやっぱし県がよう使わんとしたのを、ほの市に相談して返すんが基本
じゃと。それで次には、行かんのは部落の人に返すんが法律であると。農振法を調べてみ
なさいな、県の土地やけんな、新井さん、関係ない言うたって、これ農地にしとるでしょ。
地目が変わってもやっぱし農地の資格があるらしいわ。そうなると、県もせん、市も要ら
ん。たら、当然もとの農振法に基づいて、返せと。それで、隣接でも10キロ以内と。で、
農振法に基づいたら10キロ以上となつとんじゃから、当然うちが真剣に取り組んでくれ
ないかん。

議長さんにも言うけど、特にこれ、議会の人も笑い事でなしに、私の質問がとぎれとぎ
れになつとるかわからんけど、やっぱし私が言うた言葉を真剣に取り組んで、美馬市が、
これは今言よる、関連者は怒られるかわからんけど、新庁舎を建てる銭がないとか、土
地がないけん穴吹にするとかいうて、それにしたって、小星も、ただでくれるんじゃない
ですかね。知事さんをお願いしたらくれるよ、これは安うに。何ぼで売つとるか買うとる
か知らんけど、そこらもやっぱし判断してもらわんと。西部運動公園ちゅうんにでも、
どうぞあれもろうて、どうぞ県で建ててくれと、すぐ建つでね。それぐらいの知恵を絞っ
てくれなんだからあきまへんわ。日に日に、西、東するんもええけん、是非してもらいた
いなと。ほれ、書いとるだろ、ちゃんと。まあよろしゅうに再度答弁願います。

◎議長（藤川 俊議員）

質問者に申し上げます。趣旨はよくわかるんですが、少々表現の方法をお考えて質問を
していただきますように通告いたしておきます。

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

三宅仁平議員の再問にお答えをいたしたいと思います。

まず、土地というのは、日本の国ではいったん買収して譲渡したら、もとのいろんな人
が土地を、所有者は移っていくわけですけれども、当初持ったとったということを、これ書
いてあります。それと、8.6ヘクタールを54名の農家から買収したと、こう書いてあ
ります。で、所有権が移転をしております。ですから、その時点で、多分これは国のほう
が買収したんだろうと思いますね。それで、原蚕地というのをつくったと。つまり、蚕の
種をつくるところをつくったと。そして、そのいわば圃樹をずっと育てて、それで病気の
ない蚕をつくるということ、あそこを試験場としてずっと使ってきたということを書い

てあります。約8.6ヘクタールの土地を、当初54名が持っておったということでございまして、それを国のほうへ売り渡したんだらうと思います。それを試験場として、県のほうでそれを戦後ずっと使ってきたんだらうというふうに思われます。

その8.6ヘクタールの土地につきましては、法律的には所有者である県が行政財産として使うか、普通財産として使うかということでございまして、行政財産として使う場合は、行政目的がそれぞれあって、例えばここを農業試験場として使うというふうなことがあれば、それはそれでずっと使ってきたと思いますし、しかしながら、その役目が行政目的の役目を終えて、もう県としては処分をするということになったわけだらうと思ひまして、それにつきましてはやっぱり県が持っている土地ですから、それは県が売却するというのであれば、我々としては手の出しようがないというのが法律上の財産権の問題でありますから、当然、県が売却するのであれば、それは売却するということが市がどうこうということは言えないわけです。ただ、市がこういうふうにするという目的があれば、またそれは県へ申し入れするということもあるわけですけれども、今、市としては使用目的が直接的にあるということが考えられませんので、当然、もちろん当初からその売却についての相談も県も必要ないわけですし、我々もわからなかったということで、売却は行われたということです。

ですから、三宅仁平議員の言われる道義的に何とか、もともと持った人がおるんだからという話ですけど、例えば個人で持った場合、三宅議員が持ってる土地を三宅議員が売却するのに、よその人が売ったらいかんということではできないわけですね。今は私有財産権が認められておりますから、だから法治国家ですので、それはそれで売却がなされたということは聞いておりますけれども、それはそれで県の意思によって売却をされたんだらうというふうに思います。昔、かつて持った人が買収されたということでございまして、それは時代時代によって、例えば道路になっておる土地も強制収用された土地もあるでしょう。それから、民有地でこういうふうには圃樹園として買収をされた土地もあるでしょう。いろんな経緯はあると思いますけれども、道義的な話としては、それはそういうことかなと思いますけれども、法律上、そして現行法上で、現状からは美馬市としては直接的にどうこうできるという土地ではありませんので、新井部長が申し上げたとおりでございます。

◎18番（三宅仁平議員）

議長。

◎議長（藤川 俊議員）

三宅仁平君。

[18番 三宅仁平議員 登壇]

◎18番（三宅仁平議員）

よろしく申し上げます。今、市長さんがそう言うけど、一応、私、ここの中の人がつるぎ町にもそういうような方式で譲ったらしいですわ、その前後のね。ほったら、それはこの前、手紙が来て、もう要らんけん、おたくが要るんだったら返しますよと。要ら

んのだったらもう、うちのほうに処分の仕方は任してくださいというて、手紙も来とったん見せてくれましたわ。ほの54名の中の一人の人が。ほじゃけん、当然、その人の、今市長さんが言う判断が正しいんかは知らんけど、ただし私らが聞いとんは、道義的ちゅうんか、半強制的に協力しとるけん、美馬市に還元するような方向で県も当然案内があつてしかるべきでないかなと。それとも、まだ県のけるんじゃったら、もとの人、住所わかっとなんじゃから、是非こういう手紙でも来て、これはもう要らんから処分するよというような案内がつぎ町はありましたって言いましたわ。旧穴吹町もこういうような状態で、その当時、取られとる。取られたらいかんけど、一応、選ばれて、うちが持つとる土地がええっちゅうんでね。こういう方向の利用価値があるというんでしてくれたいですわ。じゃけん、これは市長はん、わし、ちょっと、当然、これ、今言うような方向で手がつけれんというんか知らんけど、まだまだこれ4町もあるんじゃから、今合計、私が聞いとんでは一応4町ぐらい、ああいうような、突つきさがしてしとると。ほったら、やっぱしまだ約4町ぐらい残つとると聞いてますけん、これでもやっぱ真剣に議会も、ともに、議会と話しするちゅう言葉で何しゃあという、これは町民との代表になるけん、是非こういうこと、ほれか、今僕が言う部落の野村地区、それから近くの小星、井口、これと木ノ内の一部、最低これこれぐらいの部落の人には一応何らかの形で、もとへ戻したらええんでないかなと。私が一回企業誘致したときに、日本フネンの会社を呼んだときに、あれもハツサク園で、農地として視察しました。ほやけども、現状は山林に変わつとったんですよ、原野とか山林に。ほじゃけど、農林の人は一応はこれでさしとるけん、一応、現状が違つて名前変わつてもうあきませんよと。あれ、国調で変えてくれたけんね。ほんでもうあきまへんと。やっぱ農地は農地としてちゃんとルートを踏んで、工場誘致にきなさいと。今現状が違つて名が変わつとつてもあきまへんというような教えを聞いとるけんね。これも同じように、もとの買収したときは、やっぱ桑を植えてするけん、この地域から美馬郡を支えると、桑を植えて。そういうようなことですけん、是非、今、私もこれ、どういふように話の詰めをしたらええんかわからんけん、これはやっぱ議会とも相談し、また地区の人にも相談をしてもろうて、県がよう管理せんのかやったら、地主さん呼んででも勉強会をすとか、美馬市が関係ないんだったらですよ、市長が言いよるように。せめて部落代表の組長はんもようけおるしするけんね。ほれと、まあ農振法からいうたら、私は当然、農地じゃから隣接の人に返すか、今度は県が指定して大型農協つて言よるけん、指名してそこへ譲り渡すと。岩倉地区やだったら、基盤整備したところが、この前も農業委員会しよるけん、たまたま出てきてました。何人もの交換、ようつくらんおばあさん年寄りでようつくらんけん、県に払い戻して、県から指名してくださいと。そしたら、大型農協の資格のある人に、おまえにやるっちゅうて、ほったら二束三文でしよる。そしたら、おばあさんには税金がかからんけん、そうやってしよんじゃちゅうて、個人で売買せんと、県のほういう受け皿に上げて、それから県が指定した農業委員会、だれとだれがええでつて希望を呼んで、ほんならこの土地はおたくがつくんなさいって推薦、決定して渡していますので。これも当然、そういう方向でしたらええんでないんで。ほうせなんだら、やっ

ばし、ほれかも、うちの市がもろうて、先祖のためにやっぱしええ方向に固まった利用価値をしたら、皆と協力した人も喜ぶん違うかいなと思いますわ。これ、まだ新しいけんね。文化財指定のやつは弥生時代の有名な、今、遺跡がはやつとるけん、そういう時代のやつが現実にこれぐらい由緒ある土地じゃけんね。ほんじゃけん、ええとこ選んだんでしようなと思うてね。そこら、もう一遍、市長さんの考えを聞かせてほしいなあとと思いますけん、よろしくをお願いします。

◎議長（藤川 俊議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

三宅仁平議員の再々問にお答えをいたしたいと思います。

お話の内容は何となく道義的にはわかるんですけども、それと話が若干ちょっと混同しているように思っておりまして、例えば認定農業者に荒廃地を貸すとかいうんは、それは県が指定してるとかなんとかいう話はあるわけですけども、まず、この圃樹園につきましては、これは農林省の、これはこの記述が正確かどうかはわかりませんので、私のほうも調べておりませんので、この・・・さんという人が書いてありますので、これを見ますと、昭和22年の2月に現在の農水省、農林省の蚕業試験場の四国飼育場から、学制改革によって創立された岩倉中学校に、昭和22年の7月1日から一部、中学校として貸しとったということも書いてあります。それが、その後、それを引き継いだのが県の蚕の蚕業試験場だというふうに書いてありまして、昭和25年に岩倉の中学校を、今の中学校は多分新築したんでしょう。新築をして、そこを出ていったので、また農林省の蚕業試験場の閉鎖もあって、それから岩倉圃樹園として、県が林業指導所、岩倉採種圃樹園というものがそこへ入ってきたと、こう書いてあります。ですから、国が国の施設としてつくったものを、いったん戦争でいろいろあつたり、学制があつたりして、岩倉の中学校として使いよったものを返して、それで今度は森林の林業の種をとる採種圃樹園として、あそこを試験場として使いよったということでありまして、長い経過があるようでございます。その中で、今回の県有地となった土地の、これは多分、行政財産として採種圃樹園ということで使いよったんでしょうけど、その必要性がなくなったということで、用途を廃止して、一部は、今も幾つか施設がありますけど、そこへ売却したんだろうと思います。それから、今回の売却もあつたんだろうと思いますし、残地もあるということでございまして、これ、農振地域による農業地域とはもう全然違いますので、木を植える採種圃樹園ということでございますので、私も正確にこれ知りませんが、山林または雑種地か何かになっているのだらうと思います。地目は雑種地にしとんだらうと思います。さっき、三宅議員が言った農振地域の云々という話については、農振地域で荒れた土地をほうっておいたら、それは農業委員会としては所有者に管理しなさいということは言えますので、管理ようせんとなったら、今度こういう認定した農業者がおりますので、そこへ貸してはどうですかというあつせんができるようになっていきます。そういう農振地域とは全然意味が違い

ますので、いずれにしても県が所有している土地でありますので、これは県がやっぱりそれぞれの利用目的、今回売ったところはあるんでしょうし、また残地もあるというふうに聞いております。で、残地を美馬市が、それを買って地元の人に何かしたらということでございますけれども、これ、過去いろいろ歴史はあるんだろうと思います。しかし、この文化財かどうかというのも、ちょっとそんなのも書いてありませんのでわかりませんが、開発するに当たっては当然……。

(「それは教育委員会が今調べとんじゃ」の声あり)

◎市長(牧田 久君)

ああ、ほうですか。何か埋蔵文化施設があるかもわかりませんが、それはまた開発をするときに、きちっと調査をして保存をしていくということになると思います。いずれにしても、道義的にかつて売った人がおいでということはあるんでしょうけれども、しかしながらそれを、今の段階で美馬市として何か施設として活用するというのであれば、それはまたそれとして検討せないかんわけでございますけれども、今後のそれは課題としてお聞きをしておきたいと思います。ただ、現状で美馬市が介入してどうこうという話では、これはもうないわけでございますので、ひとつその部分は理解をしていただきたいと思えます。

◎18番(三宅仁平議員)

議長、これ、ちょっと、あとこれだけちょっと、私させてくれんかいな。

◎議長(藤川 俊議員)

もう回数の上でルールがありますので、これ以上の質問を認めません。もうほれで終わりです。

以上で、三宅仁平君の一般質問を終了いたします。

続いて、一般質問を行います。

議席番号14番、川西仁君から通告が出されておりますので、これを許可いたします。

◎14番(川西 仁議員)

14番。

◎議長(藤川 俊議員)

14番、川西仁君。

[14番 川西 仁議員 登壇]

◎14番(川西 仁議員)

失礼をいたします。三宅議員の後でなかなか緊張しておるんですが、私も通告のとおり一般質問に入らせていただきたいと思えます。通告書のとおり、私が通告をいたしておりますのは、美馬市における公共施設の再編計画についての1件のみでございます。

このことにつきましては、午前中、代表質問の中で中川議員からも質問がございますが、私のほうからは少し視点を変えた、違ったほうからの質問をさせていただきたいと思えますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思えます。

今定例会開会日にいただきました、美馬市公共施設の再編整備計画に関する基本方針を

拝見させていただきましたが、この38ページにおきまして、今後のスケジュールが記述をされておるわけでございます。この中で、第1期計画といたしましては、庁舎の一元化と、また福祉センター等の複合施設の建設、こういったものにつきましては平成26年度までに行うことになっておりますが、私のほうからは、この第1計画で予定をされております2つの事業を、今後、どのように進めていかれるのか、こういったことの中身についてをお伺いをしたいと思います。

まず、第1点目の庁舎の一元化についてでございますが、このことについては市長におかれましては、所信表明の中で脇町、美馬の分庁舎を廃止し、既存施設を最大限に活用をできる穴吹庁舎に市役所機能を一元化をされるということでございました。そして、一元化により不足をするスペースにつきましては、穴吹庁舎の隣接地に増築を行う、こういった最終的な方針をお示しになりました。市長がこうした結論を出された理由につきましては、まず、ワンストップサービスの提供など、市民の利便性の向上を図ることや、美馬市が更なる行財政改革を進めていくためには、庁舎の一元化につきましてもどうしても必要であろうかと、こういったところだろうと私も思います。また、そして本市の将来的な財政運営を見定めた上で、総合計画に基づくまちづくりを進めていくためには、既存施設を最大限有効活用するとともに、合併特例債につきましては庁舎建設のために重点的に使用するのではなく、真に市民が必要とする事業を推進していくために有効に活用しなければならないと判断されたのだろうとお伺いをいたしたところでございます。こうした判断のもと、新庁舎の建設を行うよりも、市民生活の向上を図るための事業を優先させるという市長のお考えによるものと理解をしております、こういった点につきましても、私も全く同感であると考えておるところでございます。

こうしたことから、庁舎の再編整備計画につきましては、最も効率的な手法により行うという基本理念のもとに、穴吹庁舎2階の図書館や公民館を移転し、事務室としてレイアウトを行うとされており、市の方針といたしましては、増築部分につきましては事務室を中心とした必要最小限の規模に抑制される計画ではなかろうかと考えられるところでございます。

本市の財政状況等を勘案いたしますと、庁舎の一元化を最少の経費で行うということは大変重要なことであり、理解はできるわけではございますが、また一方で、これからの庁舎は防災拠点としての機能は言うまでもなく、市民が利用しやすくわかりやすい、市民の視点に立った庁舎でなければならないと考えられます。私といたしましては、せっかく穴吹庁舎を増築するのであれば、既存施設と併せた全体的なレイアウトを検討し、市民が集える憩いの場としての機能なども取り入れ、市民が親しめる庁舎として再編整備を行うことも重要ではなかろうかと考えております。庁舎の一元化につきましても、市としてどのようなコンセプトを持っておられるかをお伺いいたしたいと思っております。

また、次に、福祉センター等の複合施設の整備方針についてもお伺いをいたしたいと思っております。公共施設の再編整備方針では、福祉センターの取り扱いとして、脇町老人福祉センターを廃止し、新たに福祉、文化分野の拠点となる複合施設を脇町地区に建設するとい

うことでございます。また、美馬福祉センターについても廃止をし、美馬産業センターまたは美馬地区に建設する複合施設にその機能を統合されるとされております。脇町、美馬の両福祉センターにおかれましては利用者も多く、地域の拠点施設として重要な役割を果たしているものでございますが、複合化した場合の施設の機能や規模、また建設場所、更には建設時期についてどのように考えられておられるのか、併せてお伺いをいたしたいと思っております。ご答弁により再問をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

◎市長（牧田 久君）

市長。

◎議長（藤川 俊議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

14番、川西議員の一般質問にお答えを申し上げたいと存じます。

まず、本市が公共施設の再編整備を進めていく上で、庁舎の一元化について、どのようなコンセプトを持っているのか、また福祉センター等の複合施設の整備をどういうふうに進めていくのかというようなご質問でございます。

まず、第1点目の庁舎の一元化を行う場合のコンセプトについてでございますが、庁舎の一元化は最も効率的で効果的な手法により行うということを基本といたしております。このために、穴吹庁舎2階の図書館や公民館を事務室としてリニューアルを行い、不足する面積については、庁舎隣接地に増築を行うという方針でございます。増築部分の規模や既存施設と併せた全体的なレイアウトにつきましては、まだ決まっておりませんので、お示しすることができませんが、川西議員、今ご指摘がございましたとおり、これからの庁舎は行政運営機能だけではなく、市民の交流の場としての機能や、情報発信機能など、多様化する市民ニーズに対応できるような、さまざまな機能を備えておく必要もございまして、これから基本設計等を検討してまいります中で、これらのことについても考慮をしてみたいと考えております。

また、今後の進め方といたしまして、まずは基本計画を策定をすることになりますが、その際に隣接する保健センターや農村環境改善センターなどの機能も視野に入れながら、市民サービスや利便性に配慮した、市民の使い便利のいい庁舎となるように十分検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、福祉センター等の複合施設の整備方針についてでございますが、脇町老人福祉センターや美馬福祉センターは多くの市民に利用されておられて、正にそれぞれの地域の中心的な公共施設でございますが、耐震性が確保されておらず、老朽化が著しいことから、修繕コストも年々増加をいたしてきております。そこで、耐用年数を考慮いたしますと、耐震補強と併せて大規模改修を行うことよりも、この際、機能強化を図り、多様化する市民ニーズに対応できる新たな複合施設を建設することが望ましいと判断をしたものでございます。新たに建設する施設は、市の窓口機能など複数の機能を併せ持った複合施設とし

て整備を行う方針でございまして、建築の場所につきましては交通アクセス、あるいは駐車場が十分とれるかどうか、というところも十分に検討いたしまして、そういう場所を選択をしてみたいというふうに考えております。なお、施設の規模や建設時期につきましては、財政状況を十分に見きわめた上で判断をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

◎14番（川西 仁議員）

14番。

◎議長（藤川 俊議員）

川西君。

[14番 川西 仁議員 登壇]

◎14番（川西 仁議員）

失礼をいたします。それぞれ丁寧なご答弁をいただきましたが、庁舎の一元化につきまして、是非、市民ニーズに即した便利で使いやすい庁舎となるようご検討をお願いしたいと考えております。また、福祉センター等の複合施設の整備方針につきましては、場所としては十分な駐車場が確保できる場所に整備をしたいというところではございますが、規模や建設時期におかれましては財政状況を考慮した上で判断をなされるというご答弁でございました。複合施設の建設に当たりましては、相当の財源が必要になると考えられ、本市の財政計画との整合性を図っていく必要があると思われませんが、こうした施設の整備につきましては、庁舎とは異なり、合併特例債など起債だけではなく、国の補助、制度なども活用できるのではなかろうかと考えられます。

また、庁舎の一元化が行われた後は、脇町庁舎や美馬庁舎は解体するという方針が示されておりますが、複合施設の中に市の窓口機能を設置するのであれば、こうした施設の建設につきましても庁舎の一元化と併せて平成26年度までに行うべきでなかろうかと思えます。こういった中身につきまして、再度ご答弁をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいと思っております。

◎市長（牧田 久君）

市長。

◎議長（藤川 俊議員）

牧田市長。

[市長 牧田 久君 登壇]

◎市長（牧田 久君）

14番、川西議員の再問についてお答えをいたしたいと思っております。

福祉センター等の複合施設の整備方針についての再問でございしますが、複合施設の建設を財源の確保を図った上で、庁舎の一元化と併せて実施すべきではないかというご質問でございしますが、新たに建設を行います複合施設につきましては、その機能や規模が決まっておきませんので、現段階では合併特例債などの起債以外にどのような財源が見込めるのかといったことをお示しをすることは、現状ではできません。しかしながら、複合

施設の建設につきましては庁舎の一元化と同様に、本市が公共施設の再編整備を進めていく上で最も重要なものであると位置づけをしているところでございます。

複合施設につきましては、中期財政計画や平成27年度以降の美馬市財政運営指針との整合性を図りながら、活用できる補助制度を十分に精査をした上で、合併特例債の発行が認められる平成26年度までに建設が可能となるような検討も進めてまいりたいと考えておるところでございます。

◎議長（藤川 俊議員）

以上で、川西君の一般質問を終わります。

ここで、議事の都合により10分間程度、休憩といたします。

10分でございますので、さようお心得の上、ご参集をいただきますようお願い申し上げます。

小休 午後1時45分

再開 午後1時55分

◎議長（藤川 俊議員）

休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を続行いたします。

2番、林茂君から通告が出されておりますので、これを許可いたします。

◎2番（林 茂議員）

林。

◎議長（藤川 俊議員）

林君。

[2番 林 茂議員 登壇]

◎2番（林 茂議員）

ただ今、議長の許可をいただきましたので、3点につきまして一般質問を行います。よろしく願いいたします。この3点につきましては、1点目に、災害時の避難拠点としての小中学校における洋式便器の設置についてと、その現在の配置状況及び今後の予定。2点目に、ジェネリック医薬品について、利用促進の考えはあるかの2点と、3点目には、耳マークカードの利用については、1点目に掲示と配布、2つ目に各庁舎及び各課への設置ということで質問させていただきます。

最初に、災害時の避難トイレ及び備蓄についての質問をさせていただきます。海外に目を向けますと、先月22日にニュージーランド、クライストチャーチでマグニチュード6.3の大地震が発生し、まだ発見されていない日本人の方もおられ、各国の緊急援助隊も捜査に当たっておられます。一方、国内では1月19日から霧島連山の新燃岳が噴火し、その後の爆発的な噴火の繰り返しでいろいろな被害が発生し、周辺住民の方々は落ちつかない日々が送られております。このような災害は、いつ、どこで、どのように発生し、どんな被害を引き起こすか、だれにもわかりません。近年よく言われているのが、四国沖でここ30年以内に60%の確率で起こると予測している南海地震。そこで、災害時の避難拠

点となる体育館、小中学校などのトイレで、高齢者や生徒で和式トイレを使えない子供がいることを考慮して、洋式化を図る必要性があると思いますが、現在の洋式トイレの設置状況と、美馬市としての避難施設にいろいろな備蓄をされていると思いますが、今後の予定、またはどのように対応されておられるのか、お伺いいたします。

2点目に、ジェネリック医薬品の質問でございます。2点目に、医療費、保険料の個人負担削減のために、ジェネリック医薬品の促進が極めて重要ではないかと思えます。そして、ジェネリック医薬品は特に糖尿病や高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病や慢性疾患など、長期にわたって薬を服用しなければならない患者にとっては、ありがたいものがあります。健康日本総合研究所発行の冊子によりますと、年間医療費は糖尿病で、今病院でいただいている新薬の使用の場合は2万3,000円、ジェネリック医薬品では1万3,140円、その差額は9,860円、節約率は約42%であります。また、高血圧症では新薬8,760円に対しまして、ジェネリック医薬品は2,190円、その差額は6,570円、75%の節約率であります。また、高脂血症では新薬1万3,140円に対しまして、ジェネリック医薬品5,480円、その差額は7,990円、節約率は58%であります。また、1錠当たりの価格は少額でも、年間に換算するとかなりの金額になります。収入が伸びない状況にある今、家計にも優しいのがジェネリック医薬品であります。保険料削減に大きな期待ができるものの、ジェネリック医薬品に変更が伸展していない状況があります。その主な要因が2つあります。1つは、市民がジェネリック医薬品を知らないこと。2点目に、2つ目は患者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品への変更を言い出しにくいということが考えられます。そこで、美馬市としては利用促進についてどのように考えているのでしょうか。

3点目に、耳マークの件でございますが、3月3日は耳の日でしたが、皆さんは耳マークをご存じでしょうか。聴覚障害者のための聞こえが不自由なことをあらわす、国内で使用されている聴覚障害者のマークです。聴覚障害者は見た目にはわからないために、誤解されたり不利益をこうむったり、社会生活上、不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が聞こえないことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いしたいというものでございます。徳島県では、県庁、病院、銀行、福祉施設、JAなど、多くの公共の施設で掲示が進んでおります。美馬市として耳に障害のある方や高齢者で声が聞き取りにくいといった方が、安心して各庁舎に来ていただけるような行政サービスを充実させていただきたいと思えます。それには、耳マークの掲示と耳マークのカードを作成し、必要とする方には配布をお願いいたします。また、できるだけ早く実現できるよう、よろしく願い申し上げます。

この3点について、よろしく願いいたします。

◎議長（藤川 俊議員）

教育次長、佐藤君。

[教育次長 佐藤健二君 登壇]

◎教育次長（佐藤健二君）

2番、林茂議員さんからの災害時の避難拠点としての小中学校における洋式便器の設置について、現在の洋式便器の設置状況についてお答えをいたします。

洋式便器の設置割合でございますが、小学校の体育館、校舎全体では、便器数275器のうち、障害者用トイレを含んで洋式便器が76器あり、設置率は27.6%であります。同じく、中学校では便器数192器に対しまして、洋式が44器あり、設置率22.9%となっております。なお、県内の小中学校における洋式便器の設置率は、平成21年6月の調査によりますと、小学校で17%、中学校で16.9%となっております。

一方、本市の状況を学校別で見えますと、新築工事や耐震化工事などにより、大規模改修を行った学校の設置率が高い反面、全く洋式便器が設置されていない小学校が1校あるなど、学校間においてバランスよく設置できていないというのが現状であります。

各家庭におきまして、生活様式の変化により洋式便器が多くなっている実態もあり、今後、洋式便器の少ない学校施設におきましては、学校と相談しながら、急がれるものから整備をしてみたいと考えております。

また、洋式便器が設置できていない学校につきましては、当面、簡易式洋式便器を設置するなど、必要に応じ対応をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎企画総務部長（新井榮之資君）

企画総務部長。

◎議長（藤川 俊議員）

企画総務部長、新井君。

[企画総務部長 新井榮之資君 登壇]

◎企画総務部長（新井榮之資君）

2番、林議員の一般質問にお答えをいたします。現在の避難所における備蓄の状況のご質問でございますが、大規模で甚大な災害発生時におきましては、多くの市民の皆様が避難されることが予想されます。特に第三者の支援が必要な高齢者等の身体の状況を考えますと、避難所における支援は重要なことだというふうに考えます。現在、校区ごとの学校等の公共施設を避難場所といたしておりますが、避難場所でのトイレ使用につきましては、給水設備に損傷がない場合は当然ながら使用いただけますが、給水設備が損傷し、使用できない場合も想定し、阪神・淡路大震災を教訓といたしまして、本市では、便袋をつけ凝固剤で固めるタイプの洋式簡易トイレや、和式便器に取りつけて洋式便器として使用できる簡易トイレを市内27カ所の避難場所にそれぞれ備蓄をいたしております。

このほか、レンタル機材の提供に関します協定の締結事業者から提供をいただける体制を取っておりまして、避難された方々にご不便をおかけしないよう努めてまいりたいと考えておりますが、なお今後とも高齢者の方々が使いやすい簡易トイレの備蓄の充実に努めてまいりたいと考えております。

◎保険福祉部長（逢坂章人君）

保険福祉部長。

◎議長（藤川 俊議員）

保険福祉部長、逢坂君。

[保険福祉部長 逢坂章人君 登壇]

◎保険福祉部長（逢坂章人君）

続きまして、2番、林議員さんからのご質問にお答えをいたします。

初めに、ジェネリック医薬品についてでございますが、ジェネリック医薬品は新薬の特許期間経過後に厚生労働省の承認を得た新薬と同じ成分・効果を持つ医薬品として製造された後発医薬品でございます。この後発医薬品は、臨床試験等を省略することができ、研究開発費や宣伝費用などが低く抑えることができまして、新薬より安く購入できることから、患者の経済的負担の軽減とともに、利用を広く普及することにより、医療費の抑制にもつなげることができます。このような状況から、国ではジェネリック医薬品の普及率を平成21年9月現在の20.2%から、平成24年度までに30%以上とする目標を設定いたしまして、利用促進を図ることとしております。

美馬市におきましても、年々増大する医療費を抑制するために保険事業や特定健診の実施による市民の皆様の健康づくりの推進とともに、医師会のご意見やご指導もいただきながら、ジェネリック医薬品の普及・推進並びに医療給付費の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、耳マークカードの利用についてでございます。掲示と配布、また各庁舎及び各課への設置についてのご質問でございますが、耳マークにつきましては昭和50年に名古屋市中途失聴・難聴者福祉連合会によりまして、耳のシンボルマークを制定されたのが始まりで、平成15年には耳マークとして登録され、利用管理が規定されております。議員ご質問のとおり、このマークは聴覚障害者等が、障害そのものがわかりにくいために誤解をされたり、不利益を受けたり、また危険にさらされたりすることのないように、目の不自由な人の白いつえと同じように、耳が不自由ですという自己表示を行うものでございます。しかしながら、このマークが誕生いたしまして35年を過ぎますが、なかなか普及が進まないという現実がございます。しかしながら、最近になって行政や公共機関、また民間の施設でも利用が増えてきておるところでございます。

美馬市におきましては、聴覚障害者に対し、給付制度の個別相談、また補聴器の購入助成を行うほか、冊子の提供、また筆談による窓口対応など、できる限り聴覚障害者の方が不安や不便を感じることはない対応に努めておりますけれども、ご質問の耳マークにつきましては、いまだ活用に至っていない状況でございます。議員ご指摘のように、聴覚障害者、また高齢者など、耳の不自由な方が公共の窓口などで不利益、不便を受けないようにするには、耳マークの普及を図ることにより必要なコミュニケーションが取りやすくなり、生活の利便性や社会参加の意欲向上も図られるものと考えております。

そのためには、公共はもとより、それ以外の場所においても耳マークが広く認知され、だれもが耳マークの意味と意義を知っているといった状況をつくることが重要であり、その第一歩として各庁舎及び各課への耳マークカードの設置というご提案でございますので、

今後、耳や言葉の不自由な皆様が不自由な思いをしなくて済むような取り組みを、できるだけ早く取ってまいりたいと考えております。

◎議長（藤川 俊議員）

林茂君。

[2番 林 茂議員 登壇]

◎2番（林 茂議員）

再問をお願いいたします。ジェネリック医薬品に対しての再問でございます。

その前に、先ほど、災害の1点目に対しては、いつ起こるかわからない大地震に対しての早期の対応をよろしくをお願いいたします。3点目の耳マークに関してのご答弁ですが、本当に前向きなご答弁、ありがとうございます。是非とも早急にしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

再問をお願いいたします。ジェネリック医薬品は、使用の先進地である呉市では、利用促進を図るため、平成20年4月より医療費削減効果の大きい国民健康保険被保険者の方に対し、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスを行っております。このサービスにより、ジェネリック医薬品への切りかえが促進され、被保険者の自己負担額を減らし、国保財政の健全化を図ることが期待されております。

また、国民健康保被保険者証の更新時期、10月1日に合わせ、ジェネリック医薬品希望カードを同封し、送付しております。このジェネリック医薬品希望カードは、ジェネリック医薬品でお願いしますなど、患者が医師や薬剤師にジェネリック医薬品への変更を言い出しにくい場合に希望カードを提示することにより、ジェネリック医薬品に変更希望の意思が簡単に伝えることができます。このように大きな費用をかけず、ジェネリック医薬品を促進し、事業財政健全化を図っている地域もございます。

そこで、ジェネリック医薬品使用促進カードの実施とともに、美馬市の国保世帯に患者がジェネリック医薬品の変更を希望する旨の意思を伝達できるジェネリック医薬品への変更お願いカードを配布してはと考えるものであります。ジェネリック医薬品使用促進通知サービス、ジェネリック医薬品希望カードの作成配布については、すぐにでも取りかかり、かつ効果の大きい事業ではないかと思いますが、いかがでしょうか。ご答弁をよろしくをお願いいたします。

◎保険福祉部長（逢坂章人君）

保険福祉部長。

◎議長（藤川 俊議員）

保険福祉部長、逢坂君。

[保険福祉部長 逢坂章人君 登壇]

◎保険福祉部長（逢坂章人君）

林議員の再問にお答え申し上げます。ジェネリック医薬品につきましてでございますけれども、新薬からジェネリック医薬品への切りかえによって、患者の自己負担額も軽減でき、ひいては医療費の抑制により、国保財政の健全化も図られるということでございませ

て、現在、国、地方一体となってジェネリック医薬品の普及促進を行っているところでございます。

林議員からご提案いただきました、ジェネリック医薬品希望カードは、患者の医薬品変更希望が容易に伝わるという利点がございまして、ジェネリック医薬品の利用促進が図られるものと考えております。美馬市といたしましては、3月に配布予定の美馬市国民健康保険被保険者証と併せまして、希望カードを被保険者全世帯に配布をする計画でございまして。また、新薬からジェネリック医薬品に切りかえた場合に、薬の自己負担が軽減されたことをお知らせいたします、ジェネリック医薬品使用促進通知サービスにつきましては、現在、徳島県国民健康保険団体連合会が行っております診療報酬明細書の共同電算処理事業によりまして、実施に向けた検討を行っておるところでございまして、医師会、また薬剤師会との調整も必要でございまして、今後、各関係機関との協議の動向を注視しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

今後も、広報紙や音声告知放送、またケーブルテレビ等による周知を図るなど、有効な方法も検討しながら利用の促進に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議長（藤川 俊議員）

以上をもって、通告による一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終結いたします。

続きまして、日程第4、議案第1号 美馬市穴吹ふれあいスポーツ公園設置条例の制定についてから議案第18号 美馬温泉保養センター条例の廃止についてまでの条例案件18件、議案第26号 平成23年度美馬市一般会計予算から議案第35号 平成23年度美馬市水道事業会計予算までの予算案件10件、及び議案第37号 美馬市土地開発公社の解散について、あわせて29件を一括して議題といたします。

この質疑につきましては通告はございませんので、さように取り計らってほしいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤川 俊議員）

異議なしでございまして、そのように取り計らいたいと思います。

質疑を終結いたします。

したがって、ただ今議題となっております、議案第1号から議案第18号までの18件、議案第26号から議案第35号までの10件、及び議案第37号のあわせて29件につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元にご配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（藤川 俊議員）

異議なしと認めます。よって、議案第1号からの議案あわせて29件は、付託表のとおり付託することに決しました。

陳情書2件につきましては、所管の委員会に付託いたしましたので報告いたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日、明後日予定いたしておりました一般質問等は本日終了いたしましたので、明日、明後日は休会といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(藤川 俊議員)

異議なしであります。よって、明日、明後日は休会日とすることに決しました。

なお、14日からの各常任委員会においては、付託議案等につきご審議いただくことでありますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次回は3月22日午前10時から再開し、委員長報告に続き、質疑・討論・採決でありますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

したがって、本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦勞でございました。

散会 午後2時20分